

資 料 編

資 料 編

1. 水防法	
1.1 水防法（抜粋）	資-1
1.2 水防法施行令	資-26
1.3 水防法施行規則	資-28
1.4 水防法施行通知[一部施行通知]（平成27年7月21日）	資-37
1.5 水防法施行通知[一部施行通知]（平成27年11月19日）	資-50
1.6 水防法施行通知（平成29年6月19日）	資-55
1.7 水防法施行通知（令和5年5月31日）	資-76
2. 東京都水防条例	資-78
3. 東京都水防協議会運営要領	資-79
4. 東京都水防信号等に関する規則	資-81
5. 東京都防災行政無線の運用	資-83
6. 東京都水防本部業務要綱	資-85
7. 江東区防災行政無線局管理運用規程	資-88
8. 高潮対策水門の操作について協議申合事項	資-91
9. 江東区水門操作規程	資-92
10. 東京都河川管理施設操作規則	資-95
11. 東京港海岸保全施設操作規程	資-111
12. 水防報告様式	資-116
13. 重要水防箇所(国土交通省)及び水防上注意を要する箇所(東京都)	資-120
14. 水防工法	資-125
15. 主要台風進路図と潮位	資-133
16. 気象予報等の情報収集	資-134

1.1 水防法（抜粋）

（昭和24.6.4 法律193号）

改正 昭和 27.7.31 法律 258 号、 同 29.6.1 同 140 号、 同 29.6.8 同 163 号
同 30.7.11 同 61 号、 同 31.6.11 同 141 号、 同 32.5.16 同 105 号
同 33.3.15 同 8 号、 同 35.6.30 同 113 号、 同 47.6.23 同 94 号
同 57.7.16 同 66 号、 同 59.12.25 同 87 号、 同 60.6.21 同 89 号
平成 6.6.29 同 49 号、 同 7.4.21 同 69 号、 同 11.7.16 同 87 号
同 11.12.22 同 160 号、 同 13.6.13 同 46 号、 同 17.5.2 同 37 号
同 23.8.30 同 105 号、 同 23.12.14 同 124 号、 同 25.6.12 同 35 号
同 25.6.14 同 44 号、 同 25.6.21 同 54 号、 同 26.11.19 同 109 号
同 27.5.20 同 22 号、 同 29.5.19 同 31 号 令和 3.5.10 同 30 号
令和 3.5.10 同 31 号 同 4.6.17 同 68 号 同 5.5.31 同 37 号

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水防組織（第三条—第八条）

第三章 水防活動（第九条—第三十二条）

第四章 指定水防管理団体の組織及び活動（第三十三条—第三十五条）

第五章 水防協力団体（第三十六条—第四十条）

第六章 費用の負担及び補助（第四十一条—第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条—第五十一条）

第八章 罰則（第五十二条—第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、

当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防

協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で所得したも

の提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画

で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸

水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の

防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。))を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償し

なければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川(第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係るのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する

市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係

者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条一第六十七条）」

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二一第六十七条の七）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年十一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定

区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二九年政令第一五七号で平成二九年六月一九日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行）

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和三年政令第二九五号で令和三年十一月一日から施行）

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(令和三年政令第二〇四号で令和三年七月一五日から施行)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

1.2 水防法施行令

平成 23 年 12 月 26 日政令第 428 号
改正 平成 29 年 6 月 14 日政令第 158 号

内閣は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十二条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

（特定緊急水防活動）

第二条 法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。

- 一 氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
- 二 氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
- 三 前二号の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
- 四 人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
- 五 堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

附 則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日政令第一五八号）

（施行期日）

- 1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとするにつき、この政令の施行

の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。

1.3 水防法施行規則

平成12年11月21日 建設省令第44号
改正 平成17年6月1日 国土交通省令第62号
改正 平成23年12月26日 国土交通省令第100号
改正 平成25年7月5日 国土交通省令第59号
改正 平成25年9月13日 国土交通省令第76号
改正 平成27年7月17日 国土交通省令第54号
改正 平成29年6月14日 国土交通省令第36号
改正 令和2年12月23日 国土交通省令第98号
改正 令和3年7月14日 国土交通省令第48号
改正 令和3年10月29日 国土交通省令第69号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準）

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺

地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準）

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当

該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方米以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等(法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。)の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
- イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
- ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地(次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。)とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。)の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
- 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

- 三 当該浸水被害軽減地区の位置
- 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。
- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものではない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号） 抄

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

1.4 水防法施行通知[一部施行通知]（平成27年7月21日）

国水政第24号
国水下企第30号
平成27年7月21日

各都道府県知事殿
各指定都市の長殿
各地方整備局長殿
北海道開発局長殿
沖縄総合事務局長殿

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第22号。以下「改正法」という。）は、平成27年5月20日に公布され、平成27年7月19日に施行されたところである。

また、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成27年政令第273号）及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（平成27年国土交通省令第54号）は、平成27年7月17日に公布され、改正法のうち公布から6月以内に施行されることとされている雨水公共下水道及び下水道の維持修繕基準に関する規定を除き、平成27年7月19日に施行された。

改正法の施行については、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、（※）速やかに関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、水防行政及び下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、（※）以下を、「速やかに関係事項を貴管下関係機関に周知方取り計らわれ、水防行政及び下水道行政の運営に万全を期されたく通知する。」とする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

一水防法関係

1 用語の定義の追加（第2条関係）

雨水出水に係る浸水対策については、洪水に係る水防活動の一部として、水防法（昭和24年法律第193号）の対象としてきたところである。近年、雨水出水に起因する大規模な浸水被害が発生しており、浸水被害の防止をより推進するため、「一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排水できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる出水」を「雨水出水」として定義し、水防法の目的に明記するものとした。

なお、「雨水出水」とは、一般に「内水」としていた概念を指す用語であり、降雨による出水全般を指すものではないことに留意されたい。

2 水防計画における下水道管理者の協力に関する事項の記載について（水防法第2条、第7条及び第33条並びに下水道法第23条の2関係）

水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものにするため、都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、下水道管理者の水防活動への協力について記載することができるものとしたものである。

下水道管理者による協力の内容としては、下水道の水位に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加、資機材の提供等が想定される。水防計画に記載された協力事項については、下水道管理者は協力することが義務付けられることとなる。また、水防計画への記載に当たっては、都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者があらかじめ下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。なお、水防計画に記載した事項以外について、下水道管理者が協力することを排除しているものではなく、下水道の管理を通じて水災の防御を図るという下水道管理者の責務はこれまでと変わるものではないことに留意されたい。

3 雨水出水に係る水位情報の通知及び周知について（水防法第13条の2関係）

（1）本規定の必要性について

雨水出水においては、その原因となる短時間かつ局地的に降る大雨を事前に予測することが困難であること及び降雨から浸水までの時間が極めて短いことを踏まえ、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じることが必要である。

このため、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（以下「水位周知下水道」という。）について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとしたものである。また、当該通知をした都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとしている。

（2）水位周知下水道の指定について

水位周知下水道の指定は、公共下水道等の排水施設等の名称を都道府県の水防計画に規定することにより行われたい。

また、「雨水出水により相当な被害を生ずるおそれがあるもの」とは、雨水出水による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される公共下水道等の排水施設等を指すものであり、都道府県知事又は市町村長が総合的に判断するべきものであるが、例えば、氾濫水が地下街等一気に流入し、人的被害が発生するおそれがある地下街等が発達している区域に存する公共下水道等の排水施設等が想定される。

（3）雨水出水特別警戒水位の設定について

雨水出水特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を的確に提供していくために定められる性質のものであり、具体的には、住民等の避難に要する時間及び下水道の水位の上昇速度等を考慮して定められるものである。

雨水出水特別警戒水位を設定する際には、水位周知下水道の水位観測所名及びその水位観測所における雨水出水特別警戒水位を都道府県の水防計画に規定されたい。

（4）雨水出水に係る水位情報の周知について

雨水出水特別警戒水位に達した旨を一般に周知するに当たっては、降雨から浸水までの時間が極めて短い雨

水出水の特性を踏まえ、報道機関に協力を求めることに加え、緊急速報メールを活用する等、インターネット、携帯端末等の地域の実情に応じて速報性のある伝達手段を積極的に活用し、円滑かつ迅速に周知が図られるよう努められたい。

4 高潮に係る水位情報の通知及び周知について（水防法第 13 条の 3 関係）

（1）本規定の必要性について

高潮においては、災害が発生する前に円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じ、被害の軽減を図ることが必要である。

このため、都道府県知事が、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（以下「水位周知海岸」という。）について、高潮特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を、都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないものとしたものである。また、当該通知をした都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとしている。

（2）水位周知海岸の指定について

水位周知海岸の指定は、海岸名並びに起点及び終点を都道府県の水防計画に規定することにより行われたい。

「高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるもの」とは、高潮による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や、経済活動の状況等から相当な被害が予想される海岸を指すものであり、都道府県知事が総合的に判断するべきものであるが、例えば、地形等の条件から被害が発生するおそれの高い県庁所在地、地域の中核的な都市、三大都市圏等に係る海岸が想定される。

水位周知海岸を指定しようとする場合においては、都道府県における水防協議会（水防協議会が設置されていない都道府県にあつては都道府県防災会議）に海岸管理者等の関係する施設管理者を参加させるよう努められたい。

（3）高潮特別警戒水位の設定について

高潮特別警戒水位は、住民等の避難に資する情報を的確に提供していくために定められる性質のものであり、具体的には、住民等の避難に要する時間、水位の上昇速度及び堤防等の構造等を考慮して設定するものである。

高潮特別警戒水位を設定する際には、対象とする海岸及び河川の起点及び終点、水位観測所名並びにその水位観測所における高潮特別警戒水位を都道府県の水防計画に規定されたい。

なお、高潮特別警戒水位を設定しようとする場合においては、水防協議会等の場を活用する等により、海岸管理者等の関係する施設管理者の意見を聴くよう取り計らわれたい。

（4）高潮に係る水位情報の周知について

高潮特別警戒水位に達した旨を一般に周知するに当たっては、報道機関に協力を求めることに加え、インターネット、携帯端末等の地域の実情に応じた伝達手段を積極的に活用し、円滑かつ迅速に周知が図られるよう努められたい。

5 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域について（水防法第 14 条、14 条の 2 及び 14 条の 3 関係）

（1）本規定の必要性について

洪水に係る浸水想定区域制度は、平成 13 年の水防法改正時に新たに設けられた制度であり、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な住民の避難の確保を図ること等を目的としているものである。

改正前の水防法においては、「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」（以下「計画降雨」という。）を前提として浸水想定区域を指定するものとしていたが、これまでの計画降雨を上回る降雨が発生しており、被害が頻発、激甚化することが想定されていることから、「想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模降雨」という。）を前提にするものとしたものである。

また、近年、洪水のほか、雨水出水及び高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発しており、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じる必要性が高まっている。このため、洪水への対応と同様に、想定最大規模降雨による雨水出水及び「想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模高潮」という。）に対する円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じるため、「雨水出水浸水想定区域」及び「高潮浸水想定区域」を設けるものとしたものである。

（２）洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定について

①雨水出水浸水想定区域の指定について

雨水出水浸水想定区域の指定は、水位周知下水道を対象として行うものであり、想定最大規模降雨により排水施設の排水能力を上回り排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は放流先の河川の水位上昇等に伴い排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

今回改正した水防法施行規則では、雨水出水浸水想定区域の指定に当たっては、下水道から河川等に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとした。

②高潮浸水想定区域の指定について

高潮浸水想定区域の指定は、水位周知海岸を対象として行うものであり、想定最大規模高潮により当該海岸について氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

高潮浸水想定区域の指定に当たっては、水位周知海岸のうち、高潮浸水想定区域に関する事項に大きな影響を及ぼす堤防等の構造及び管理の状況を勘案して想定最大規模高潮によって決壊が想定される全ての区間において決壊することを想定して行うものとした。また、それらの構造及び管理の状況については、当該施設の管理者の意見を聴くものとした。

③浸水想定区域の早期指定について

洪水若しくは雨水出水により地下街等が発達している区域の浸水が想定される河川若しくは公共下水道等の排水施設等又は高潮により大きな被害が発生するおそれの高い東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海若しくは有明海等に存する海岸については、円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等が特に必要であることから、これらに係る洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下単に「浸水想定区域」という。）を、早期に指定するよう努められたい。なお、当該指定の実施目標は、概ね５年程度を想定している。

④連続施設から浸水する地下街等の取扱いについて

今回改正した水防法施行規則（平成 12 年建設省令第 44 号）では、浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨又は想定最大規模高潮により、地上部分の浸水は想定されない地下街等であっても、当該地下街等に地下で連続する施設（以下「連続施設」という。）から浸水することを想定し、連続施設を通じて浸水する地下街等の存する区域を含めて行うことができることを明確化したところである。

連続施設を通じて浸水する地下街等の存する区域を含めて、浸水想定区域を指定するに当たっては、当該地下街等の名称及び所在地を明示されたい。なお、連続施設を通じて浸水する地下街等は、連続施設からの浸水が想定される全ての地下街等ではなく、相当規模の地下街等であつて当該地下街等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保等が必要なものである。

⑤浸水想定区域の指定にあたり明示する事項について

今回改正した水防法施行規則では、浸水想定区域の指定の際には、指定の区域、浸水した場合に想定される

水深を明らかにするとともに、長時間にわたり浸水するおそれがある場合には浸水継続時間を明らかにするものとした。

洪水浸水想定区域については、加えて、計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び水深を、雨水出水浸水想定区域については、加えて、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにするものとした。

雨水出水浸水想定区域の指定における「主要な地点における一定の時間ごとに水深の変化」の「主要な地点」とは、地下街等の出入口等、住民の避難等に資する上で重要となる地点を想定しており、地下街等の所有者又は管理者が雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときに、地下街等の利用者の全てが安全に避難できることの確認等に用いることを想定している。

⑥浸水想定区域の指定の際の配慮について

ハザードマップ作成の効率化等を図るため、浸水想定区域の指定の前提となる電子データの保存に係るガイドラインを別途通知する予定であるので、それを参考とし、電子データを保存するよう努められたい。

また、浸水想定区域を指定する際には、市町村地域防災計画の修正等に要する期間に配慮し、指定の内容等について、あらかじめ市町村の防災担当部局に対して説明されたい。

(3) 指定の変更について

①洪水浸水想定区域の指定の変更について

洪水浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ洪水調節施設、放水路、堤防等の整備等河川整備の進捗により洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ想定最大規模降雨の見直しにより洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ技術の進歩等に伴う地形測量や氾濫解析の精度向上により、洪水浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホその他必要と認められる場合

②雨水出水浸水想定区域の指定の変更について

雨水出水浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ下水道整備の進捗により雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ想定最大規模降雨の見直しにより雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により雨水出水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ技術の進歩等に伴う地形測量や氾濫解析の精度向上により、雨水出水浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホその他必要と認められる場合

③高潮浸水想定区域の指定の変更について

高潮浸水想定区域の指定の変更は、以下の場合に行うよう努められたい。

イ堤防等の整備等海岸及び河川の整備の進捗により高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ロ想定最大規模高潮の見直しにより高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ハ土地利用の大規模な変更、大規模構造物の建設、連続盛土の建設・改変、地形の大規模な改変等により高潮浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合

ニ技術の進歩等に伴う地形測量や水理解析の精度向上により、高潮浸水想定区域の変更が必要と判断される場合

ホその他必要と認められる場合

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置について（水防法第 15 条関係）

（1）市町村地域防災計画に定める事項について

改正前の水防法第 15 条第 3 項は、浸水想定区域の指定を受けて、市町村地域防災計画に当該区域ごとの洪水予報等の伝達方法等を適切に定めることを義務づけるものであるが、今般、洪水浸水想定区域に加えて雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の制度を設けることから、これらの区域の指定があった際の市町村地域防災計画に定めるべき事項を規定したものである。

水防法第 15 条第 1 項第 2 号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項」及び同項第 3 号の「災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項」は、従前の「避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項」に含まれていた事項として解されるべきものである。なお、（※）避難場所については、洪水、雨水出水及び高潮のそれぞれに適した指定緊急避難場所について記載し、避難経路については、水没するおそれのあるアンダーパス等の避難の際に危険な箇所を記載するよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

（※）以下を、「各都道府県知事に対して、「避難場所については、洪水、雨水出水及び高潮のそれぞれに適した指定緊急避難場所について記載し、避難経路については、水没するおそれのあるアンダーパス等の避難の際に危険な箇所を記載するよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

また、地下街等において、建設予定又は建設中の段階から、浸水防止板の設置等の対策をとることができるよう、市町村地域防災計画に定める地下街等の対象に「地下に建設が予定されている施設又は建設中の施設であつて不特定かつ多数の者が利用すると見込まれる施設」を追加するものとしたものである。

（2）避難措置の住民等への周知について

想定最大規模降雨又は想定最大規模高潮によって洪水、雨水出水又は高潮が発生した場合には、住民だけでなく通勤者や旅行者など一時的に地域に滞在する者も被災するおそれがあること、また、ハザードマップの周知手段としてインターネットが一般的になっていることを踏まえ、ハザードマップの周知先を当該地域の「住民」から「住民、滞在者その他の者」に改めるものとしたものである。これに伴い、従来は周知の手段として印刷物の配布を基本としてきたが、今後はインターネットによる周知を基本とするものとする。ただし、インターネットが使えない住民等に対しては、印刷物の配布や回覧、掲示板の活用等により、周知を図るものとする。

（3）市町村地域防災計画及びハザードマップの作成・見直しについて

（※）従前の浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を指定した場合、これらの浸水想定区域の指定の変更をした場合及び避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成し、見直しをするとともに、（2）に示す方法により住民等への周知を徹底するよう貴管内市町村に周知方努められたい。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

（※）以下を、「各都道府県知事に対して、「従前の浸水想定区域を想定最大規模降雨を前提としたものに変更した場合、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域を指定した場合、これらの浸水想定区域の指定の変

更をした場合及び避難場所又は避難経路等が変更になった場合には、市町村地域防災計画及びハザードマップを適切に作成・見直しするとともに、(2)に示す方法により住民等への周知を徹底するよう貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

7 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等について（第15条の2関係）

(1) 連続施設の管理者等からの意見聴取について

改正前の水防法第15条の2では、市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成しなければならないものとされている。

地下街等への浸水は、当該地下街等の出入口等から発生するだけでなく、当該地下街等と地下で連続している施設から予期せず発生する可能性がある。このため、地下街等の所有者又は管理者は、計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であって、その配置その他の状況に照らし、当該地下街等への浸水経路となることが想定されるビル等、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとしたものである。

(※) なお、市町村地域防災計画には、主要な地下街等だけでなく、当該地下街等と地下で連続している不特定かつ多数の者が利用するビル等についても記載に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、(※)以下を、「なお、各都道府県知事に対して、「なお、市町村地域防災計画には、主要な地下街等だけでなく、当該地下街等と地下で連続している不特定かつ多数の者が利用するビル等についても記載に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

(2) 雨水出水に対する避難確保・浸水防止計画の確認について

雨水出水については、その原因となる急な大雨（短時間強雨）を事前に予測することが困難であり、また、降雨開始から浸水発生までの時間が極めて短いことから、短時間で確実に避難を実施することが特に重要である。このため、今回改正した水防法施行規則では、雨水出水に係る避難確保・浸水防止計画を作成するときは、地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとした。

(3) 避難確保・浸水防止対策の実施状況等の確認について

(※) 市町村長が地下街等の所有者又は管理者から避難確保・浸水防止計画の報告を受けた場合には、その内容について確認するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づく避難訓練や浸水防止対策の実施状況の把握に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。

注) 各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、

(※) 以下を、「各都道府県知事に対して、「市町村長が地下街等の所有者又は管理者から避難確保・浸水防止計画の報告を受けた場合には、その内容について確認するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づく避難訓練や浸水防止対策の実施状況の把握に努めるよう、貴管内市町村に周知方努められたい。」旨通知したことを伝達する。」とする。

8 公用負担について（第28条関係）

改正前の水防法第28条では、地域の住民の生命を保護するため、緊急時において、水防の現場で、必要な土地を一時使用し、土石等の資材を使用すること等を認めている。排水ポンプ車や可搬型排水ポンプをはじめと

する排水用機器が昨今の水防活動において重要な役割を果たすことから、改正水防法第 28 条第 1 項において公用負担の対象として排水用機器を位置づけるものである。

9 特定緊急水防活動について（第 32 条関係）

大規模な水災が発生して国が支援を行う必要が生じた場合に、国が円滑に支援を行えるよう、国が直接現地において行う応急対策活動については、水防法第 32 条に規定されているところである。今回改正した水防法施行規則では、高度な機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として、堤防等が決壊した際の、決壊箇所以外の浸水が想定される区域及び浸水した区域における水防資機材の設置による水流の制御を規定した。

（※）水流の制御の実施に当たっては、事前にその効果及び影響を把握する必要があることから、氾濫シミュレーション等を実施し、資材や要員、作業用機械の手配等を含めた作業計画を策定しておくものとした。

注）各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長あて通知については、（※）以下を、「水流の制御の実施にあたっては、事前にその効果及び影響を把握する必要があることから、氾濫シミュレーション等を実施し、資材や要員、作業用機械の手配等を含めた作業計画を策定されたい」とする。

二 下水道法関係

1 用語の定義の追加

（1）下水道の定義（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 2 号関係）

「下水道」の定義規定において明記される下水道施設の例示に「貯留施設」を追加した。近年、いわゆるゲリラ豪雨が頻発しており、都市部において雨水を貯留することの重要性が増すとともに、雨水貯留施設の管理に関する管理協定制度を設け、用語が多用されることとなったことから、「貯留施設」が「下水道」の一部であることを明確化した。

（2）浸水被害の定義（下水道法第 2 条第 9 号関係）

排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において、①排水施設に当該雨水を排除できないこと、又は、②排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことに起因する浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることを「浸水被害」として定義した。

2 災害時維持修繕協定の締結について（下水道法第 15 条の 2、第 25 条の 18、第 31 条関係）

（1）災害時維持修繕実施者について

下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において下水道管理者以外の者が下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があるときは、災害時維持修繕実施者（下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者）と災害時維持修繕協定を締結することができることとした。

災害時維持修繕協定を締結することにより、災害時に下水道法第 16 条の承認を得ることなく、災害時維持修繕実施者は下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる。

災害時維持修繕実施者としては、民間企業や日本下水道事業団、下水道公社等を広く想定している。

（2）災害時維持修繕協定に記載する必要がある事項について

災害時維持修繕協定に記載する必要がある事項は以下の通りである。

イ 協定下水道施設の名称、範囲（下水道法第 15 条の 2 第 1 号関係）

協定の目的となる協定下水道施設の範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが望ましい。

ロ 業務の内容（下水道法第 15 条の 2 第 2 号関係）

各地域の状況等を勘案したうえで、災害時維持修繕実施者が業務を実施するための要件及び実施する業務の内容を定めることが望ましい。

当該要件には、例えば、一定の震度や降雨量といった基準に該当する場合や下水道管理者から災害時維持修繕実施者に対する出動の要請があった場合に業務を実施することを定める。

当該業務の内容には、例えば、緊急点検、緊急措置、応急復旧等を定める。

ハ費用負担（下水道法第 15 条の 2 第 3 号関係）

ニ災害時維持修繕協定の有効期間（下水道法第 15 条の 2 第 4 号関係）

ホ災害時維持修繕協定に違反した場合の措置（下水道法第 15 条の 2 第 5 号関係）例えば、災害時維持修繕実施者が協定に違反した場合、書面による通告の上、協定を解除できることなどを定める。

へその他必要な事項

協定に定めのない事項についての取扱については、その都度協議して定めることなどを定める。

3 発生汚泥等の再生利用の努力義務化について（下水道法第 21 条の 2 第 2 項、第 25 条の 18 第 1 項関係）

下水道管理者の発生汚泥等を処理する場合の減量化に係る努力義務に加え、発生汚泥等の燃料又は肥料としての再生利用に係る努力義務を規定した。

燃料としての再生利用とは、例えば、下水汚泥固形燃料や消化ガス、発生汚泥等の焼却廃熱等を利用することであり、肥料としての再生利用とは、例えば、りんその他の発生汚泥等に含まれる有用物質やコンポスト化した発生汚泥等を利用することである。これらの利用を図るため、発生汚泥等の処理施設の更新に当たり、燃料又は肥料として再生利用するための再生施設の整備を優先的に検討するなど、必要な措置を講じられたい。また、下水道管理者自らが利用するほか、下水道管理者以外の者による発生汚泥等の再生利用にも努めるものとする。

なお、発生汚泥等の再生利用に当たり、下水汚泥固形燃料を利用者に安心して使ってもらうための JIS 規格を定めているので活用されたい。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の関係規定を遵守するほか、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）に規定する肥料を生産する場合にあっては、下水道管理者は、肥料取締法に規定される生産業者に該当するので、同法の関係規定を遵守するほか、発生汚泥等から有害重金属等をほとんど含有しないりん化合物を回収する手法の導入を検討することや、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成 27 年 3 月改訂、農林水産省）に基づく品質管理を行うなど、良質な肥料の生産に努めるとともに、他者に発生汚泥等の処分を委託し、他者が肥料の生産を行う場合等にあっては、当該生産業者が良質な肥料を生産することに配慮されたい。また、農地への堆積等により周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、肥料の生産場所、生産量、流通計画等について、地方公共団体の関係部局と十分な調整を図られたい。

4 水防計画における下水道管理者の協力に関する事項の記載について（水防法第 2 条、第 7 条及び第 33 条並びに下水道法第 23 条の 2 関係）【再掲】

水防管理団体の取組をさらに実効性のあるものにするため、都道府県及び指定管理団体が定める水防計画に、下水道管理者の水防活動への協力について記載することができるものとしたものである。

下水道管理者による協力の内容としては、下水道の水位に関する情報の提供、水防訓練への下水道管理者の参加、資機材の提供等が想定される。水防計画に記載された協力事項については、下水道管理者は協力することが義務付けられることとなる。また、水防計画への記載に当たっては、都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者があらかじめ下水道管理者に協議し、その同意を得なければならない。なお、水防計画に記載した事

項以外について、下水道管理者が協力することを排除しているものではなく、下水道の管理を通じて水災の防御を図るという下水道管理者の責務はこれまでと変わるものではないことに留意されたい。

5 下水道暗渠等への量水標等及び熱交換器等の設置に関する規制緩和について

下水道は、これまでも良好な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など多様な役割を担ってきたが、多発する局地的豪雨への対応や下水道が有する再生可能エネルギーの利用加速化への要請など、下水道を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、その期待されている役割を積極的に果たす必要がある。

このため、下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない範囲内で、下水道管理者は、下水道法第 25 条に基づく下水道条例に規定された占用許可又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 による行政財産の目的外使用許可（以下「占用許可等」という。）に基づいて、水防管理者又は量水標管理者が公共下水道の暗渠又は流域下水道の施設（以下「下水道暗渠等」という。）に量水標等を設置することや国、地方公共団体、熱供給事業者等が下水道暗渠等に熱交換器等を設置することを認めることができることとして、所要の規定を整備した。

下水道管理者にあつては、改正趣旨を踏まえ、特に以下の点に留意して、当該事務の執行を図ることとされたい。また、暗渠の使用に係る下水道条例の改正等必要な措置を講ずることとされたい。

（1）下水道暗渠等に設けることのできる工作物について（下水道法第 24 条第 3 項第 3 号、第 25 条の 17 第 3 号、下水道法施行令第 17 条の 2 及び第 17 条の 10 関係）

下水道暗渠等に設けることのできる物件として、熱交換器のほか、当該熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物を定めた。また、熱交換器には、これと構造上同等であり一体とみなせる熱源水配管を含む。

さらに、量水標等並びに熱交換器及び測定器を支持し、又は保護するための工作物としては、これらを支持するバンドや保護管を想定している。ただし、これらの工作物は、規模、形状等が多様であるため、個々の物件の設置に当たっては、下水道管理者が下水の排除等に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認められるもののみについて占用許可等を行うこととされたい。

（2）下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設けることのできる主体について（下水道法第 24 条第 3 項第 3 号、第 25 条の 17 第 3 号、下水道法施行令第 17 条の 3 関係）

① 量水標等を設けることのできる主体について

下水道暗渠等に量水標等を設置することのできる者は、水防管理者及び量水標管理者とした。

② 熱交換器等を設けることのできる主体について

下水道暗渠等に熱交換器等を設けることのできる者は、国、地方公共団体、熱供給事業者のほか、下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有し、及び下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すると下水道管理者が認めた者とした。

計画が「適正」であるとは、熱交換器等の設置及び維持管理に関する事項が下水の排除及び暗渠の管理に著しい支障を及ぼすおそれのないこと等、不適正なものでないことを意味する。計画が「確実」であるとは、下水熱の利用に関する計画が確実な根拠に基づいていることを意味する。

「経理的基礎」を有するとは、下水熱の利用を行うのに必要な経理面すなわち設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済方法等の確実性ばかりでなく経営の堅実性が要求される。「技術的能力」を有するとは、当該者の組織体制、個々の担当者の実務経験、経歴、技術力等によって判断される。

下水熱の利用に関する計画の規模、技術等は多様であることから、下水道管理者におかれては、これらの趣旨を踏まえ、下水の排除及び暗渠の管理に支障を及ぼすことがないよう個別の者について適切に判断されたい。

（3）道路管理者との調整について

道路区域内に設置されている下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置する場合には、道路法(昭和27年法律第180号)第32条の規定が適用されることとなるため、当該設置に係る占用許可を申請する者に対しては、下水道施設に係る占用許可等の申請とともに道路管理者に対する道路の占用許可を申請することが必要となる旨を周知されたい。

なお、その際、下水道管理者の処分と道路管理者の処分に齟齬をきたさないよう調整を行うという観点等から道路管理者と十分な調整を図ることとするほか、量水標等及び熱交換器等が設置される下水道暗渠等の道路占用許可に関する占用の目的の変更手続が必要であることに留意されたい。また当該調整の結果を踏まえて下水道暗渠等への量水標等及び熱交換器等の設置及び維持管理のために行う工事の実施方法及び時期等については、道路の構造又は交通に対する支障を及ぼすことがないよう配慮されたい。

(4) 下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設ける場合の手続について

下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置する場合の占用許可の申請(占用許可の変更申請を含む。)手続については、占用許可の申請者の事務負担の軽減を図るため、申請書類及び添付書類を必要最小限にする等申請手続の簡素化かつ明確化に努めるものとし、下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置することが道路法第32条の規定の適用を受ける場合にあっては、道路管理者と協力して両管理者の一方を経由しての申請を可能とする等申請手続の簡素化のために必要な措置を講ずるよう努められたい。

(5) 量水標等及び熱交換器等を設ける者に対する情報提供等について

下水道暗渠等に量水標等及び熱交換器等を設置することについては、下水道暗渠等を占用しようとする者に対して、必要に応じて、下水道台帳の閲覧や下水熱の賦存量や存在位置を示す「下水熱ポテンシャルマップ」の作成、公表等を通じた情報の提供を図られたい。また、「下水熱ポテンシャルマップ」の作成に当たっては、「下水熱ポテンシャルマップ作成の手引き」(平成27年3月、環境省・国土交通省)を参考にされたい。

なお、下水熱の活用にあたっては、改訂を行った「下水熱利用マニュアル(案)」(平成27年7月、国土交通省)を参考にされたい。

6 浸水被害対策区域における特別の措置について

(1) 浸水被害対策区域制度の創設について(下水道法第2章第2節関係)

浸水被害対策区域は、排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。

指定対象となる地域としては、例えば、地域の降水量や土地利用等の状況を踏まえ、浸水対策が必要な地域であって、道路などの公共空間の地下の利用が進んでおり、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域、道路交通量が多く必要な公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域、公共下水道の雨水貯留管等の整備よりも、再開発等にあわせて民間の雨水貯留施設を活用する方が費用対効果の高い地域などを想定しており、公共下水道管理者がこれらの観点から地域の実情を踏まえて判断されたい。

また、これまでも、地方公共団体のまちづくり部局等が、民間の雨水貯留浸透施設の設置を推進している地域もあるため、公共下水道管理者が浸水被害対策区域の指定や排水設備に適用すべき技術上の基準の策定、雨水貯留施設の管理協定による管理を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置に関する施策に齟齬が生じることのないよう、対象地域のまちづくり部局等と適切に調整を図られたい。

なお、民間事業者による雨水貯留浸透施設等の整備の促進を図る際には、「都市計画運用指針の改正による民間の雨水貯留施設等の位置づけについて」(平成27年1月18日国水第46号)などを参照し、都市計画部

局や建築部局等と十分に連携しつつ、都市計画法等に基づく諸制度の活用について検討されたい。

さらに、浸水被害対策区域での民間の雨水貯留浸透施設の設置等に対しては、予算・税制等の特例措置を講じているので、こうした支援策を積極的に活用されたい。

(2) 雨水貯留施設の管理協定制度について(下水道法第25条の3から第25条の9、下水道法施行令第17条の5、下水道法施行規則第17条の3から第17条の5関係)

① 管理協定の対象となる雨水貯留施設について

下水道法第25条の3により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設(浸水被害の防止を図るために有用なものとして雨水の貯留容量が100m³以上のものに限る。)を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等(当該施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者)との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

なお、対象地域の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、特に必要があると認める場合には、公共下水道管理者は、条例で、区域を限り、管理協定を締結できる雨水貯留施設の規模を100m³未満に引き下げることが可能である。

また、下水道法第25条の4により、公共下水道管理者は、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設について、上記と同様に、雨水施設所有者となろうとする者(当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用および収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができることとしている。

下水道法第25条の9により、管理協定は、施設所有者が代わってもそれ以降の所有者等に対しても効力を有するため、公共下水道管理者が雨水貯留施設を継続的に管理することが可能となっている。

また、区分所有権が設定されるテナントビル等について、完成後に管理協定を締結する場合は区分所有権を有する者全員と管理協定を締結する必要があるが、下水道法第25条の4に基づきテナントビル等の販売前にデベロッパーとの間であらかじめ管理協定を締結しておけば、承継効により、管理協定の締結後に区分所有者となる者に対しても管理協定が適用されることになる。

② 管理協定に記載する必要がある事項について

管理協定に記載する必要がある事項は、以下の通りである。

イ 協定雨水貯留施設の名称、範囲

協定雨水貯留施設が建物の地下等に設けられている場合には、その属する建物の名称を記載する。また、協定の目的となる範囲を明らかにする観点から、図面等を添付することが適当である。

ロ 協定雨水貯留施設の管理の方法

協定雨水貯留施設の点検、清掃、維持修繕に関すること、豪雨等の発生時における運転操作その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定める。

ハ 管理協定の有効期間

5年以上50年以下の間で管理協定の有効期間を定める。また、下水道法第25条の8の規定により管理協定の延長も可能である。

ニ 管理協定に違反した場合の措置

例えば、協定の有効期間中における正当な事由がない協定の破棄の申し出や管理協定に基づく公共下水道管理者の管理行為の妨害などの雨水貯留施設所有者等の違反行為に対し、管理協定に定められた義務の履行の請求を求めることなどが考えられる。

(3) 条例で排水設備に適用すべき技術上の基準について（下水道法第 25 条の 2、下水道法施行令第 17 条の 4、下水道法施行規則第 17 条の 2 関係）

浸水被害対策区域において、管理協定制度の活用、予算や税制等の支援策のみでは浸水被害の軽減が困難な場合等も想定される。このような場合等において、下水道法第 25 条の 2 に基づき排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を条例で定めるに当たっては、政令及び省令に規定する条例の基準に基づいて、条例を策定されたい。

また、当該基準は建築基準法施行令（昭令第 25 年政令第 338 号）第 9 条に基づく建築基準関係規定となり、建築主事等が建築確認等の際に当該基準に適合しているか否かを審査するものとなる。このため、条例で技術上の基準を定める場合は、その内容についてあらかじめ建築関係部局と調整を図るよう留意されたい。

さらに、当該基準において、雨水の地下への浸透に関する基準を設ける場合には、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の浸透不適地においては、当該基準を適用すべきでないことに留意されたい。また、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成 22 年 4 月、国土交通省）等を参考に、浸透能力を保持するために、浸透部分に詰まった土砂の除去等の適正な維持管理を行うよう、設置者に対して必要な助言や指導を行うこととされたい。

7 協議会の設置について

地方公共団体における下水道技術職員の減少等により下水道の管理体制の脆弱化が懸念される中、下水道管理者同士の広域的な連携を促進し、効率的かつ適切な下水道施設の整備や維持管理、更新を行っていくことを目的に協議会制度を創設した。下水道の管理の効率化を図るために、地方公共団体の実情に応じて、積極的に協議会制度の活用を図られたい。

(1) 協議会において協議の対象となる事項について（下水道法第 31 条の 4 第 1 項関係）

例えば、複数の市町村等による下水汚泥処理の共同化、維持管理業務の一括発注等広域的な連携による管理の効率化を進めていくに当たって必要な事項が想定される。

なお、既に設置されている協議会についても、下水道法第 31 条の 4 の要件に該当するものにあつては、規約等に明示することによって法定協議会に移行することができるものである。

(2) 協議会の構成員について（下水道法第 31 条の 4 第 2 項関係）

協議会の構成員には、例えば、下水道管理の効率化に資する措置を講ずることができる者として日本下水道事業団や下水道公社等、管理の効率化に資する知見・ノウハウを有する者として有識者や国等を必要に応じて加えることが考えられる。

8 流域別下水道整備総合計画書の様式の変更について（下水道法施行規則第 1 条の 2、別記様式第 1 関係）

流域別下水道整備総合計画書の様式について、計画書の簡素化のために主要な排水施設の表を削除するとともに、社会状況や財政状況の変化に機動的に対応した流総計画にするために概ね 10 年間に優先的に整備すべき方針を定める中期的な整備方針の表を追加したものである。また、必要に応じて、水質環境基準以外の目標や季節別の処理水質等を設定し、地域の実情を勘案した流総計画になるよう、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」（平成 27 年 1 月、国土交通省）を参考に策定されたい。

1.5 水防法施行通知[一部施行通知]（平成27年11月19日）

国水下企第8 1 号
平成27年11月19日

各地方整備局長
北海道開発局長経由
沖縄総合事務局長
都道府県知事殿
指定都市の長殿

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第22号。以下「改正法」という。）は、平成27年5月20日に公布され、一部の規定を除き平成27年7月19日に施行されたところである。

今般、「水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成27年政令第383号）が公布され、改正法の公布から6月以内に施行されることとされていた雨水公共下水道及び公共下水道の維持又は修繕の基準、事業計画制度の拡充等に係る改正規定が平成27年11月19日に施行されることとなった。

また、「下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令」（平成27年政令第384号。以下「改正令」という。）が平成27年11月13日に公布、「下水道法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年国土交通省令第78号。以下「改正省令」という。）が平成27年11月13日に公布され、いずれも平成27年11月19日に施行されることとなった。

改正法の施行については、既に通知している「水防法等の一部を改正する法律の一部施行等について」（平成27年月7日21日国水政第24号・国水下企第30号）及び下記の事項に十分留意した上で適切な運用に努められるとともに、速やかに下記の関係事項を貴管内関係市町村（政令指定都市を除く。）に周知方取り計らわれ、下水道行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

1 雨水公共下水道制度の創設について

（1）雨水公共下水道の定義等（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号ロ関係）

公共下水道により雨水排除及び汚水処理を行う区域について、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた「都道府県構想」の見直しが進められていることを背景に、雨水排除のみに特化した下水道整備ができるよう、公共下水道の定義を改め、これまでの公共下水道を第2条第3号イとし、雨水の排除を行い、汚水の排除及び処理を行わない公共下水道を同号ロとして新たに規定した（下水道法第4条第3項において雨水公共下水道と略称）。雨水公共下水道は、市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他

の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するものである。

雨水公共下水道の整備区域は、具体的には、「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について（平成 19 年 9 月 14 日 19 農振第 1045 号、19 水港第 1801 号、国都下事第 226 号、環境対発第 070914001 号）」通知以前に、「都道府県構想」において公共下水道の整備を予定していたが、その後、効率的な整備手法の見直しの結果、公共下水道による汚水処理を行わないこととした区域について、浸水被害の防止を図ることを目的としたものである。このような場合を除き、公共下水道が雨水排除及び汚水処理の機能を同時に担うことは従前のおりである。

都市部における浸水対策については、これまでも河川部局と下水道部局が連携して実施してきたところであり、雨水公共下水道の事業の実施に際しても、今後両部局が協議の場において計画の整合を図るとともに事業の進捗状況を定期的に確認する等により、十分調整・連携して浸水対策を推進されたい。

（２）雨水公共下水道に係る規定の適用関係

雨水公共下水道は、下水道法第 2 章の公共下水道に係る規定のうち、下水道法第 2 条第 3 号イに該当する公共下水道が合流式である場合又は分流式である場合の污水管に適用される規定（下水道法第 11 条の 3、第 12 条の 2 から第 12 条の 11、第 18 条の 2、第 21 条第 2 項、第 21 条）は適用されない。

なお、これらの規定は、「終末処理場を設置している公共下水道又は終末処理場を設置している流域下水道に接続している公共下水道（下水道法第 12 条の 2 第 1 項）」に限って適用されると規定されているものか又は文言上雨水公共下水道に適用されないことが明らかであるものであるため、雨水公共下水道の適用関係について書き分けを行う等の特段の措置を講じていない。

（３）雨水公共下水道の事業計画（下水道法第 4 条、第 5 条第 1 項第 5 号、第 6 条第 3 号、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条、下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）様式第 2 関係）

雨水公共下水道は下水の処理を行わないことから、雨水公共下水道の事業計画は、予定処理区域に代えて、予定排水区域を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式第 2 備考を改めるとともに、予定排水区域が排水施設の配置及び能力に相応していることを要件とした。

また、公共下水道管理者は雨水公共下水道の事業計画の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定排水区域等を公示して、これらに関して利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないこととした。

なお、雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから、事業計画の策定又は変更に際し、環境大臣への協議又は届出は不要である。

雨水公共下水道の事業計画策定に当たっては、人口減少等に対応したコンパクトシティ等の長期的なまちづくりとの調整を図りつつ、既存の水路等を活用する等により地域の実情に応じた最適な整備手法を検討されたい。

（４）指定都市の雨水公共下水道（下水道法施行令第 4 条の 2、第 24 条の 3 第 1 項第 2 号関係）

雨水公共下水道は終末処理場を有さないことから指定都市が策定する雨水公共下水道の事業計画については、下水道法第 2 条第 4 号イに該当する流域下水道に接続する下水道法第 2 条第 3 号イに該当する公共下水道の事業計画と同様、都道府県に協議することとした。

また、公衆衛生の重大な被害又は公共用水域の水質への重大な影響を防止するため緊急の必要がある場合に都道府県が指示することとされる下水道に、指定都市が管理する雨水公共下水道を追加した。

2 持続的な下水道事業の確立のための措置について

（１）措置の趣旨及び背景

社会資本全体の老朽化の進行が見込まれる中で、インフラの維持又は修繕の適確な実施に係る社会的な要請が高まっていることに加え、一部の排水施設では腐食等に起因する道路陥没等が発生している状況を踏まえ、予防保全を中心とした持続的な下水道事業の確立が急務である。このため、今回、維持又は修繕に関する技術上の基準を創設するとともに、施設の構造など施設整備に関する事項を記載することとしてきた事業計画について、排水施設の点検の方法及び頻度を記載することとする等の措置を講ずることとした。

なお、維持又は修繕等に係る具体的な方策については、別途「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（平成27年11月国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部）」を策定し、事業計画制度の運用については、別途「下水道法に基づく事業計画の運用について（平成24年3月27日国水事第63号）」を改定することとしたので参照されるとともに、持続的な下水道事業の確立に向けては、事業の健全性を確保するための経営の健全化、執行体制の確保のための取組についても合わせて検討いただきたい。

（2）公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等の創設（下水道法第7条の2、下水道法施行規則第4条の4関係）

今回の改正では、公共下水道管理者又は流域下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が、公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）を良好な状態に保つよう維持、修繕すべきことを明確化するとともに、政令において、多種多様な施設を含む、公共下水道等の維持又は修繕に関し、公共下水道管理者等が共通して遵守すべき最低限の技術上の基準等を定めることとした。

① 技術上の基準等の内容

技術上の基準等としては、以下の事項を定めた。

イ 公共下水道等の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずることとした。

ロ 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこととした。

「点検」の具体的な対応としては、排水施設については、マンホールの内部に職員等が入り直接目視で確認すること、又は、地上から管口カメラ等によりマンホール内部を映像等により確認することによって、その他の施設についても、職員等が直接目視で確認すること、又は測定機器を用いて聴覚で確認すること等によって、損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握すること等を想定している。

ハ ロの点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、5年に1回以上の適切な頻度で行うこととした。

当該排水施設は、下水道法施行規則第4条の4第1項において、（i）暗渠である構造の部分有する排水施設のうち、（ii）下水の流路の勾配が著しく変化する箇所若しくは下水の流路の高低差が激しい箇所又は伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所及びこれらの箇所の周辺であつて、（iii）コンクリートその他腐食しやすい材料でつくられているものを規定した。

ニ ロの点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。

「必要な措置」としては、具体的には、点検等により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握した際に、診断・評価を行い、その結果に基づいて対策（維持・修繕又は改築の方法等）を検討し、順次対策を実施すること等を想定している。

水災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずることとした。

下水道は災害の発生時においても人々が使い続けなければならない施設であり、その損壊等による溢水や処理能力の低下等は、人々の健康、生命に直接的かつ多大な影響を及ぼすおそれがあるため、その機能を維持するための迅速かつ適確な応急措置が求められるものである。

「必要な応急措置」としては、可搬式排水ポンプや仮設消毒池の設置などの災害時における措置のほか、災害時における措置を迅速かつ適確に行えるよう下水道事業における業務継続計画の策定や所要の資機材等の調達、円滑な調達のための協定の締結などによる適切な事前準備を行われたい。

② 点検結果等の記録及び保存

下水道法施行規則第4条の4第1項の排水施設については、次回点検時における異状の適確な把握や効率的な維持又は修繕の実施に資するため、点検の年月日、点検を実施した者の氏名及び点検の結果について、次に点検を行うまでの期間保存することとした。

なお、その他の公共下水道等についても、同様の観点から点検結果の記録及び保存に努められたい。

(3) 事業計画制度の拡充

① 事業計画への記載事項の追加等（下水道法第5条第1項第1号、第6条第1号及び第2号、第25条の12第1項第1号、第25条の13第1号及び第2号、下水道法施行令第4条第1号及び第5号、第17条の6第1号及び第5号、下水道法施行規則様式第2、第3、第15関係）

事業計画の記載事項等について、以下の追加又は変更を行った。

イ 排水施設の点検の方法及び頻度の記載

公共下水道等の事業計画において、排水施設の点検の方法及び頻度を定めることとし、下水道法施行規則に定める事業計画の様式を改めるとともに、それらが下水道法第7条の2第2項の技術上の基準に適合していることを要件とした。これは、不適切な点検により、排水施設の腐食等が見過ごされれば、これらに起因する道路陥没等は人命への影響があるため、下水道法第7条の2第2項の技術上の基準の創設に加え、事業計画策定又は変更時に都道府県知事又は国土交通大臣による確認を行うことで、適切な点検の実効性を担保しようとするものである。

具体的には、公共下水道については、下水道法施行規則様式第2又は様式第3において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法施行規則第4条第2号の主要な管渠の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

また、流域下水道については、下水道法施行規則様式第15において、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設の点検箇所の数、点検の方法及び頻度を記載するとともに、下水道法第18条第2号の排水施設の平面図において、具体的な箇所を明らかにするものとする。

ここでいう「点検箇所の数」としては、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれの大きい排水施設（公共下水道にあつては、主要な管渠（下水道法施行規則第3条に定める、下水排除面積が20ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、10ヘクタール）以上の管渠。以下同じ。）に限る。）の箇所を点検するために職員等が入る又は管口カメラ等を挿入するためのマンホール数を記載するとともに、下水道法施行規則第4条第2号又は第18条第2号の平面図には「点検箇所の数」に計上したマンホールの位置が明らかになるようにされたい。

ロ 土地利用の状況の考慮

公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められていることを要件とした。

「土地利用の状況」とは、商業地や住宅地といった土地の用途に加え、地下街、高齢者・障害者等の要配慮者関連施設、ターミナル駅周辺等の土地の高度利用の状況等を示すものである。「公共下水道等の配置及び能力が土地利用の状況を考慮して適切に定められている」とは、商業地や住宅地といった雨水の流出の程度を考慮し公共下水道等の整備を行うことに加え、雨水の流出の程度を考慮するだけでは、地下街浸水による人命被害や交通の機能断絶による重大な経済被害が生じうる場合等について、土地の高度利用の状況等も考慮し、その防止を図るため適切な範囲で公共下水道等の整備水準を上げることなどを想定している。

ハ 協議書類の変更

イ 及びロを確認するため、事業計画の協議を申し出ようとするときは、土地利用の状況を記載した書類を添付しなければならないこととするとともに、毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源を記載した書類には、維持管理に要する費用についても含めることとした。

② 経過措置（改正法附則第3条関係）

改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画については、改正法の施行の日（平成 27 年 11 月 19 日）から起算して 3 年を経過する日（その日までに事業計画を変更するときは変更の日）までの間は、なお従前の例によることとした。

このため、改正法による改正前の下水道法の規定により定められた事業計画について、平成 30 年 11 月 18 日までに変更の必要があるときは、合わせて改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、変更の手続を行うこととされたい。また、事業計画を変更する予定がない場合にも、平成 30 年 11 月 18 日までの間に、改正法に基づき排水施設の点検の方法及び頻度を定め、改正法に基づく手続により、事業計画を変更されたい。

1.6 水防法施行通知（平成29年6月19日）

国水政第12号

平成29年6月19日

各地方整備局長殿

北海道開発局長殿

沖縄総合事務局長殿

各都道府県知事殿

各指定都市の長殿

（独）水資源機構理事長殿

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法等の一部を改正する法律の施行について

「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号。以下「改正法」という。）は平成29年5月19日に、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成29年政令第158号）及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（平成29年国土交通省令第36号）は、平成29年6月14日にそれぞれ公布され、いずれも平成29年6月19日に施行されたところである。

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、平成27年9月の関東・東北豪雨による被害を受け、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めてきたところであるが、平成28年8月には台風10号等の一連の台風によって国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生する事態となった。これらの中小河川では、人的、財政的制約がある中で、直ちに堤防整備等のハード対策による対応を行うことには限界があることから、水害リスク情報の共有や地域一体となった避難確保体制の整備といったソフト対策や、既存ストックを活用したハード対策が一層求められているところである。

今回の改正法は、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるものである。

改正法の施行については、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県知事におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政、河川行政及び土砂災害防止行政の運営に万全を期されるようお願いする。

また、今回の改正法に合わせ、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」を国土交通省としてとりまとめ、近日中に各都道府県知事及び各指定都市の長等に向けて通知する予定である。

この計画に基づく取組も一体として、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、先の水害のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を推進するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

第一 水防法関係

1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等 (水防法第15条の3関係)

(1) 改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、各事業法における取組として、例えば、社会福祉施設について「非常災害に関する具体的計画」の策定と避難訓練の実施が定められるなど（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第82条の2）、各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により災害時の避難確保や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。また、これまでも、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることで、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下第一において「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）に係る努力義務が課されていた（水防法第15条第1項第4号ロ及び改正前の同法第15条の3）。

しかしながら、平成28年3月末時点で対象となる全国の要配慮者利用施設31,208施設のうち、水防法に基づく避難確保計画を作成している施設は未だ716施設にとどまっている。また、平成28年8月に発生した台風10号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者9名が命を落とす痛ましい被害が発生する事態となった。当該施設では火災についての避難マニュアルは作成されていたものの、各種の洪水発生に関する警報とこれに応じて要配慮者がとるべき避難行動等を定めた水害に関する避難計画等は作成されておらず、実際、当該施設の管理者は市町村から発令された避難準備情報の意味（要配慮者利用施設の利用者が避難を開始すべきこと）を理解できていなかった。

このような状況を踏まえ、改正法では、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改めることとするものである。

(2) 避難確保計画の作成の義務化

1) 対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村防災会議又は市町村長（以下「市町村長等」という。）が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設である（水防法第15条第1項第4号ロ）。

具体的にいかなる施設を市町村地域防災計画に定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととなるが、例えば、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、

放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校）等が想定される。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

2) 避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法施行規則第16条の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に水害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、下記1（2）3）に示す①「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を情報提供することや、同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」とは当該要配慮者利用施設について所有権を有する者を、「管理者」とは当該要配慮者利用施設について法律、契約又は慣習上の管理権を有する者を指すものである。「管理者」のみならず「所有者」にも避難確保計画の作成を求めることができることとしているのは、通常、避難確保計画の作成は管理者が行うことが想定されるが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、各施設の管理者がそれぞれ存在することから、複数の要配慮者利用施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいこともあり得るからである。

3) 避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

① 「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成29年6月改訂）

② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成29年6月作成）

また、今後、モデルとなる地区において国土交通省及び関係機関が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

（3）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状態も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

(4) 市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（水防法第15条の3第3項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第4項）。

ここでいう「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

(5) 留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、自ら避難訓練を主催して要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

2 浸水被害軽減地区の指定等（水防法第15条の6から第15条の8まで及び第54条関係）

(1) 改正の趣旨

輪中堤防等の盛土構造物や自然堤防（以下「盛土構造物等」という。）には、洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する効用を有し、これにより浸水被害の軽減に有用なものがある。このような盛土構造物等は、伝統的に地域の取組によって保全されていたり、市町村道や宅地等として利用されていたりしているが、宅地開発や道路の新設等に伴い切土や除却され、当該効用を喪失してしまう場合もある。

そこで、既存の資源を最大限に活用する見地から、このような盛土構造物等の保全を図るため、改正法により、水防管理者が、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防その他の帯状の盛土構造物等が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができることとしたものである。この指定により、当該地区内の土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為（以下「形状変更行為」という。）を行おうとする者には、これに着手する30日前までの届出義務が課され、当該届出に係る行為について水防管理者は助言・勧告を行い得ることになる。これにより、土地の形状変更行為を行う者と水防管理者が当該行為の態様について調整したり、土地の形状変更行為自体は認めざるを得ない場合であっても、水防管理者が当該土地の形状変更を事前に確知し、もって必要な対応（例えば、出水時に重点的に土のう積みを行う箇所とする等）を行うための時間的余裕を確保することができるものである。

(2) 浸水被害軽減地区の指定

1) 指定の対象となる土地について

浸水被害軽減地区として指定される土地としては、第一に、歴史的に形成されたいわゆる輪中堤防やその跡

地（輪中堤防として造成された盛土構造物が宅地開発等によって一部掘削や切土され、あるいはその上部に家屋等の構造物が増築される等して形状が変化しているものの、依然として帯状の形状を保持しているもの。）といった帯状の盛土構造物が存する土地がある。ここでいう「盛土構造物」とは何らかの人為的作用によって主に土石を用いて築造された物を指すものである。また、第二に、「その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地」（水防法第15条の6第1項）として水防法施行規則第19条の2に定められた「河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地」である自然堤防のある土地がある。

水防管理者は、これらの土地のうち、帯状に連なって連続的（堤防状）であることから、河川に対して浸水を抑制すべきエリアを守る形（輪中状等）で位置しているものであって、洪水浸水想定に鑑み、当該土地の有無により浸水範囲、浸水深等に有意な差があるなど浸水の拡大を抑制する効用があり、これにより当該地区が浸水被害の軽減に有用であると認められるものについて、住家の立地状況等の周辺地の利用状況等を考慮し、当該土地の所有者の同意を得て指定することになる。なお、この効用については、必ずしも洪水浸水想定区域が前提とする浸水を防ぐほどの効用が求められるものではなく、洪水浸水想定区域が前提とする洪水以下の洪水に対しても、地域の実情等を踏まえて当該地区が浸水被害の軽減に有用であると認められれば足りるものである。

また、水防法第15条の6第1項において洪水浸水想定区域に「隣接し、又は近接する区域を含み」とされているように、浸水被害軽減地区に指定することができる土地には洪水浸水想定区域に隣接又は近接する土地が含まれる。これは、盛土構造物等の存在によって洪水による浸水が防がれており、このため、洪水浸水想定区域における浸水が想定されるエリアには含まれていない土地を指定することができるようにする趣旨である。

なお、同項において「河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く」とされているように、河川区域内の盛土構造物等は浸水被害軽減地区に指定することができない。河川区域内の土地は洪水の防御又は軽減のために河川管理者によって管理されるものであり、水防管理者による保全の必要がないからである。

2) 指定の方法

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない（水防法第15条の6第2項）。

市町村長への意見聴取については、浸水被害軽減地区の指定に当たっては、当該地区の現状や当該地区が消滅した場合の住民避難への影響等、地域行政を担当する市町村長が保有する最新かつ詳細な情報に基づく意見を踏まえることが的確な指定に資することから行うものである。なお、実際は、水防管理者（同法第2条第2項）は市町村長であることが大宗であるが、この場合でも水防所管部局から防災所管部局や都市計画所管部局へ意見照会等することになる（このことは同法第15条の6第3項及び第15条の8第2項の市町村長への通知についても妥当する。）。

土地の所有者の同意については、浸水被害軽減地区の保全には当該地区内の土地の所有者の自発的協力が不可欠であることからこれを必要としたものである。すなわち、で述べたとおり、浸水上記2（1）被害軽減地区の指定制度は、既に宅地等の他の用途に用いられている土地を対象としてその利用に一定の制限を課す一方、新たな施設整備等を行うことなく洪水による被害を軽減しようとする趣旨のものであるから、当該指定によっても水防管理者や他の公物管理者が当該地区の維持管理に責任を有することはなく、その維持管理は従前の所

有者に引き続き委ねられることになる。したがって、当該指定に係る私権制限を最小化しつつ当該地区の効用を維持し、もって制度目的を達成するためには、当該地区の所有者が指定に納得したうえで引き続き当該地区の維持管理を担う必要があるのである。土地の所有者の同意は書面によって得ることが望ましい。

なお、浸水被害軽減地区の指定は、当該地区内の土地の所有者が変更された場合でも引き続き効力を有する。このため、当該土地の新所有者に対して改めて同意を得る必要はない。また、浸水被害軽減地区の指定は行政行為であるため、その指定の際に土地の所有者の同意が要件とされているとしても、同指定後に土地の所有者の一方的な意思で指定を解除することはできず、指定権者たる水防管理者の意思によらなければならない。指定解除の際は、同法第15条の6第5項に基づき市町村長への意見聴取及び土地の所有者の同意が必要である。

3) 指定の公示

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、これを公示しなければならない（水防法第15条の6第3項）。同指定は、公示をもってその効力を生ずることになる（同条第4項）。

浸水被害軽減地区の指定の効力は、当該地区内の土地において土地の形状変更行為を行おうとする不特定多数の者や、当該土地を譲り受ける第3者にも及ぶものであるから、これを広く一般に周知して取引の安全を確保するとともに、土地の形状変更行為を行う者から確実に届出を受ける必要がある。このような観点から水防管理者による公示を行うこととしているものである。

公示の具体的な方法については、水防法施行規則第19条の3の定めるところにより、市町村等の公報又はインターネット上への掲載等の方法によって行う。同条第1項第2号に定める「名称」については一般にわかりやすいものを付けること（輪中堤防の歴史的呼称等）が望ましい。同項第3号の「位置」については同条第2項により市町村、大字、字、小字及び地番（同項第1号）と平面図（同項第2号）によって明示することとされているが、地番が未指定の場合はこれが指定されるまでの間は市町村、大字、字及び小字による特定で足りることとする。平面図については、縮尺2500分の1以上の図面によることが望ましい。また、同項第4号の「高さ」については水防管理者が地形データを参照したり、測量を行ったりする等してこれを調査することになるが、浸水被害軽減地区の全延長にわたる調査までは必要なく、当該地区を保全する上で必要な主要な点の「高さ」を把握すれば足りる。

また、水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない（水防法第15条の6第3項）。市町村長及び土地の所有者に対しては、あらかじめ意見聴取や同意を得ているものの、その効力がいつ発生するのかを確知させる必要があることから、水防管理者による通知を行うこととするものである。この通知は、前述の公示事項を通知してもよいし、単に指定を行う期日を通知して詳細は公示を参照することを求め、ても差し支えない。

4) 指定の際の留意事項

浸水被害軽減地区の指定は、当該地区内の土地の形状変更行為を行う者に対し一定の行為規制を課すものであることから、その範囲は必要な範囲に限定するとともに、都市計画等との整合を図る観点から、当該土地の土地利用の計画等を踏まえて行わなければならない。

(3) 標識の設置

水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしたときは、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例

等で定めるところにより、当該地区の区域内に標識を設けなければならない（水防法第 15 条の 7 第 1 項）。浸水被害軽減地区の指定は、上記 2（2）2）で述べたとおり、当該地区内の土地の所有者が変更された場合でも引き続き効力を有し、また、上記 2（2）3）で述べたとおり、当該土地の所有者のみならず当該土地において形状変更行為を行う不特定多数の者にも効力を有するものである。したがって、当該土地を譲り受ける第 3 者等を保護して取引の安全を図り、あるいは土地の形状変更行為を行う者から確実に届出を受けるためには、当該土地が浸水被害軽減地区の指定を受けた土地であることを対外的に明示する必要がある。標識の設置はこのような趣旨に基づき行われるものである。

同項を受け、水防法施行規則第 19 条の 4 が標識の設置の参酌基準を定めている。同条第 1 号ハの「管理者及びその連絡先」については、土地の管理者が公共主体である場合は特段の問題はないが、宅地等の私人が所有する土地を浸水被害軽減地区に指定した際はプライバシーとの関係が問題となる。この場合は、市町村の水防担当部局等の連絡先を記しておき、第 3 者から問い合わせを受けた場合に土地の管理者へ取り次ぐこと等の対応をとることが望ましい。また、当該地区に公共主体と私人の両者の所有する土地が含まれるような場合には、公共主体の管理者及びその連絡先を代表として標識に記載することが望ましい。

また、同法第 15 条の 7 第 2 項により浸水被害軽減地区内の土地の所有者等は正当な理由がない限り標識の設置を拒み、又は妨げてはならないとされている。ここでいう「正当な理由」とは、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の手続を適切に履践しなかったような場合が一応想定される。なお、標識の設置場所については、当該土地の所有者等と水防管理者が十分な協議を行った上で決定することが望ましい。

同条第 3 項では、何人も標識を水防管理者の承諾を得ないで移転、除却、汚損又は損壊してはならないこととされている。これに違反した者に対しては、同法第 54 条第 1 号に基づき罰金が科されることになる。

同法第 15 条の 7 第 4 項は、標識の設置により損失を受けた者に対して水防管理団体が損失補償をしなければならないことを定めている。通常、単に標識を設置するだけで損失が生じることは想定し難いが、標識を設置できる場所が限定されており、かつ、その場所に設置することで既にある工作物を移転させる必要がある場合等にはこの移転費用が損失に該当するような場合が想定される。なお、損失補償額については、損失を受けた者と水防管理団体が十分な協議を行った上で決定することが望ましい。

（4）届出等

1）届出が必要な行為

浸水被害軽減地区内の土地において形状変更行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、水防管理者に届け出なければならない（水防法第 15 条の 8 第 1 項）。いかなる行為が形状変更行為に該当するかは社会通念上判断されることになるが、一般的には、当該地区内の盛土構造物等の高さ等の物理的形状を有意に毀損することで当該地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するような場合がこれに当たるものと考えられる。届出は、同項で列举されている行為の種類、場所、設計等及び水防法施行規則第 19 条の 6 に定める事項を同規則第 19 条の 5 の定めるところによって行う。

また、形状変更行為に該当する場合であっても、「通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」及び「非常災害のため必要な応急措置として行う行為」については届出を要しない（水防法第 15 条の 8 第 1 項ただし書）。

「通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」について、水防法施行令第 1 条第 1 号「浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為」を、同条第 2 号は「仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）」を定め

ている。

前者は浸水被害軽減地区内の土地がその形態を保持するための修繕や補修に加え、当該土地が道路や宅地等に利用されている場合のこれらの修繕や補修も含むものである。具体的には、修繕・補修、電線又は水道管等の埋設といった、浸水被害軽減地区の効用に影響しない当該土地の本来の管理方法に従った行為をいうものである。

後者については、浸水被害軽減地区に隣接する区域における工事の必要等から当該地区において仮設の建築物を建築するために行うもの等をいうものである。

いかなる行為が届出を要しない行為に当たるかは個別具体的な判断が必要であるため、各水防管理者と当該行為を行おうとする者において事前に調整することが望ましい。

水防管理者は、届出を受けたときは、水防法施行規則第 19 条の 7 で定めるところにより、当該届出の内容を市町村長に通知しなければならない(水防法第 15 条の 8 第 2 項)。届出に係る形状変更行為が行われることで、浸水被害軽減地区の浸水の拡大を抑制する効用が低減ないし消滅するような場合には、水防管理者のみならず、住民避難等の地域行政を担当する市町村長においても避難体制の再検討等の何らかの対策を講ずる必要がある場合があるため、市町村長においても当該届出を確知することができるようにする趣旨である。

2) 助言又は勧告

水防管理者は、届出があった場合、浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、必要な助言又は勧告をすることができる(水防法第 15 条の 8 第 3 項)。助言又は勧告には強制力はないが、これは、浸水被害軽減地区の保全はその所有者の自発的協力があって初めて可能になること、同地区の指定の趣旨は、形状変更行為を事前の届出制とすることで、水防管理者が同地区の変更の予定を確知し、もって必要な対応を行う時間的余裕を確保する点にもあることに鑑みたものである。

助言又は勧告の内容としては、形状変更行為の態様をできるだけ同地区の効用に影響を及ぼさない形とするよう調整することや、形状変更行為の時期を出水期の後に延期するよう求めること等が想定される。ただし、前述のとおり、浸水被害軽減地区の保全は当該地区の土地の所有者の自発的協力が不可欠であることや、助言又は勧告は強制力を伴わない措置であることに鑑み、その内容は、届出をした者が通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものであることが望ましい。また、助言又は勧告に対し、届出をした者による対応が困難である場合は、形状変更行為があった箇所について出水時に優先して土のう設置等の水防活動を行う箇所とする等、浸水被害の軽減の観点から水防管理者において代替的な対応をとることが望ましい。

さらに、浸水被害軽減地区内の土地の管理者等から届出に先立って事前に相談がなされた場合には、水防管理者は必要な助言等を行うことが望ましい。

なお、ここでいう助言と勧告に法的意義における差異はないが、一般的には助言は勧告と比してより緩やかな行政的関与の形態であるといえる。

(5) 浸水被害軽減地区の指定に関する河川管理者の援助等

水防管理者が浸水被害軽減地区の指定を行おうとする際には、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている(水防法第 15 条の 12 第 1 項)。

一般に、河川管理を担う河川管理者は、河道及びその周辺の地形情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、水防管理者による効果的な浸水被害軽減地区の指定のために必要である。河川管理者の行う援助の具体的内容は河川の状況や当該河川管理者が保有する知見によって様々であろうが、

例えば、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供することや、水防管理者が指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑み助言を与えること等が想定される。

また、河川管理者はこの援助を効果的かつ円滑に行うため、河川協力団体（河川法第 58 条の 8 第 1 項に基づく指定を受けた河川協力団体をいう。以下同じ。）に必要な協力を要請することができる（水防法第 15 条の 12 第 2 項及び河川法第 58 条の 10）。河川協力団体は、自発的に河川管理に資する活動を河川管理者と連携して行う NPO 等であり、河川に関する調査研究や地元住民・他の NPO とのコミュニケーション等の諸活動を通じて有用な知見を蓄積しているため、これを河川管理者による援助に活用しようとする趣旨である。具体的にどのような協力をするのかは河川協力団体の活動等によって様々であろうが、例えば、地域の水害誌の調査や文献の収集、大学の研究者や地元の研究家、過去の水害の体験者等へのヒアリング等を通じて得られた過去の水害の際に被害の軽減に有用だった盛土構造物等に関する情報を提供することや、河川の管理等に協力する中で河川協力団体が把握した河川の周辺に存する盛土構造物等についての情報を提供すること等が想定される。

3 大規模氾濫減災協議会の組織等（水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 関係）

（1）改正の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、比較的発生頻度の高い降雨による洪水による被害を未然に防ぐために実施されてきた従来からの「洪水氾濫を未然に防ぐ」ためのハード対策に加え、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等が行われることになる。

なお、水防法第 15 条の 9 第 1 項及び第 15 条の 10 第 1 項において「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、協議会の取組が対象とする降雨規模（外力）の最大値を示すものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が生ずることが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

協議会の運用に係る詳細については、別途、「水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 13 号・国水河計第 13 号・国水環第 20 号・国水治第 26 号・国水防第 52 号）（以下「協議会通知」という。）を発出したところであるので、これを参照されたい。

（2）協議会の組織

協議会は、国土交通大臣が組織するものについては水防法第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県知事が組織するものについては同法第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織される。水防法上、洪水予報河川又は水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）については洪水浸水想定区域が指定され（同法第 14 条第 1 項）、これに基づく避難確保の措置等が講ずることとされる等（同法第

15条から第15条の4まで)、洪水予報河川等が洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる河川であることに鑑みた各種の措置が講じられており、協議会の組織の単位においてもこの枠組みを活用しようとするものである。

なお、都道府県等の事務負担の軽減等の観点から、協議会の運用において複数協議会を合同で開催しても差し支えない。既にある他の協議会等の枠組みを活用してこれを協議会とすることも可能である。また、協議会の名称については、設置主体である各都道府県等の裁量に委ねられることとなるが、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等にも鑑みて決定されたい。その他の運用上の留意事項については協議会通知を参照されたい。

(3) 協議事項

協議会においては、洪水氾濫による被害の軽減を図るため、ハード・ソフト一体となった対策について多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について関係者が協議を行い、その結果を「地域の取組方針」等として取りまとめて取組を推進することが期待される。協議事項としては、円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組及び氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組等が想定されることである。詳細については協議会通知を参照されたい。

なお、ハード・ソフト一体となった対策の協議を行う上で前提となる河川整備の状況等については、あらかじめ河川管理者等の構成員から協議会の場において共有を図ることが望ましい。また、前述の協議事項以外にも、各構成員の取組を幅広く紹介することや、意見交換や連絡体制の確立等を行い、積極的に関係者の連携体制を強化することが望ましい。

(4) 構成員

大規模氾濫減災協議会の構成員は、これを組織する国土交通大臣並びに都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区気象台長又は沖縄気象台長若しくは地方気象台長が必須の構成員とされている（水防法第15条の9第2項）。都道府県大規模氾濫減災協議会については、これを組織する都道府県知事並びに市町村長、水防管理者、河川管理者及び管区気象台長又は沖縄気象台長若しくは地方気象台長が必須の構成員である（水防法第15条の10第2項）。なお、協議会の運用上、これらの者の委任を受けた者を構成員とすることも可能である。

また、必須の構成員に加え、国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができる（同法第15条の9第2項第7号及び第15条の10第2項第6号）。いかなる者を構成員に加えるかは国土交通大臣又は都道府県知事が地域の実情に鑑みて決定することになるが、例えば、浸水が想定される近隣市町村、広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村、避難誘導や救助といった災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊、協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院、洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者等が想定されることである。

(5) 協議の結果

協議会において協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない（水防法第15条の9第3項（同項を第15条の10第3項において準用する場合を含む））。ここでいう「協議が調う」とは、洪水による被害の軽減を図るため多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項について、当該事項を実施する責任を有する者を含む関係者が当該施策の検討の方向性や取組方針等について合意することを指すものである。

また、ここでいう「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項を実施する責任を有する者において、

自らの施策の実施計画等（例えば、水防計画や市町村地域防災計画等）に当該事項を反映させるなどしてその責任においてこれを実施する責務を負うことをいうものである。

4 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等（水防法第 15 条の 11 及び第 15 条の 12 関係）

（1）改正の趣旨

平成 28 年 8 月の台風 10 号による豪雨災害においては、水位周知等を行う河川に指定されていなかった小本川において洪水氾濫が発生し、人的被害を含む広範な被害が生じた。その一因として、近年小本川では大規模な氾濫がなかったことから、町や地域住民に大規模な氾濫が発生する可能性があることの認識が共有されていなかったことが挙げられている。

全国各地で水害が頻発、激甚化する中、住民等の避難を確保するためには、既に水防法において洪水予報河川等に指定され、洪水浸水想定区域の指定等の措置を講ずることとされている河川以外の河川においても水害リスク情報を周知し、住民等がこれを認識することが重要である。

そこで、改正法では、洪水予報河川等に指定されない中小河川についても、地域の実情に鑑みて、市町村長が洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川については、過去の降雨により当該河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等（以下「浸水実績等」という。）の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該浸水実績等を水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設することとするものである。

なお、浸水実績等の把握については、対象となる河川全てについてその把握を義務付けることは、市町村に過重な事務負担を強いるものであり、また、そもそも十分な資料が残っていない等のデータ不足により市町村の努力によっても過去の浸水実績等を把握できない場合があることも予想されるため、これを努力義務とするものである。他方、浸水実績等を十分に把握することができた場合は、これを速やかに住民等に周知することが住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る上で重要であるから、この事務については義務としているところである。

（2）過去の浸水実績等の把握

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努めなければならない（水防法第 15 条の 11）。いかなる河川を対象とするかは市町村長が地域の実情に鑑みて判断することになるが、例えば、避難すべき住民等が居住する住宅や、高齢者等の防災上の配慮を要する者が利用する施設が近傍にある河川等がこれに当たるものと想定される。

浸水実績等の把握については、水害統計調査、水害の痕跡調査の報告書、水害時の写真（空撮、衛星写真）等、公共主体が実施する水害に関する調査の記録を参照することで把握可能な場合がある。その他、地域の水害誌や市町村史等の文献を調査することで、浸水深や浸水範囲を把握することが可能な場合もある。また、一つ一つの浸水実績等では限られた区域の水害リスクしか把握できない場合であっても、これらをまとめることで地域全体の水害リスクを把握できる場合もあるため、このような手法も適宜活用することが有効である。

他方、調査した過去の浸水深や浸水範囲が比較的小規模な洪水によるものである場合等は、実効的な水害リスク情報とはならない上に、その浸水範囲等の外にある区域が安全な区域と判断されるなど、かえって住民等の避難の判断を鈍らせる場合もあり得ることから、浸水実績等の把握においてはできる限り主要な洪水時のものを採用したり、極めて局所的かつ小規模な浸水実績等を排除したりするなど、適切な取捨選択を行う必要があることに留意されたい。いかなる洪水が主要な洪水であるかは地域の実情を踏まえて判断されることになるが、例えば、河川整備の計画検討の際に用いる地域にとって著名な洪水がこれに当たることが想定される。

また、で述べるように、浸下記4(4) 水実績等の把握に当たっては、河川管理者による情報提供等の援助が行われることになるから、各市町村におかれては、当該河川の河川管理者と十分に調整のうえ浸水実績等の把握を行われたい。

(3) 把握した過去の浸水実績等の周知

浸水実績等を把握した市町村長は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、これを水害リスク情報として周知しなければならない(水防法第15条の11)。

周知の具体的な方法は市町村長が地域の実情を踏まえて適切に判断することになるが、例えば、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップ(同法第15条第3項)の公表、町中の看板・電柱等への掲示等が想定される。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等の方法が想定される。

なお、浸水実績等の周知に当たっては、住民等がその浸水範囲等の外にある区域を安全な区域と判断するなど、当該浸水実績等の周知がかえって住民等の避難の判断を鈍らせる場合もあり得ることに留意し、当該浸水実績等を超える浸水が発生し得ることを併せて周知することが重要である。このため、周知に当たっては、当該浸水実績等があくまで過去の一例であること、当該浸水実績以上の浸水をもたらす洪水が発生し得ることを明示するとともに、当該浸水実績等に係る降雨量等を併記することが望ましい。

また、新たに浸水実績等を把握した場合や、地形等の改変があった場合等には、適切に周知内容を見直すよう努められたい。

(4) 過去の浸水実績等の把握に関する河川管理者の援助等

市町村長が行う浸水実績等の把握について、河川管理者は必要な情報提供、助言その他の援助を行うこととされている(水防法第15条の12第1項)。

一般に、河川管理を担う河川管理者は、過去の浸水情報や、堤防の整備状況といった河川管理施設の現況等について、測量や踏査、点検等によって随時把握している。河川管理者がこの知見を活用して必要な情報提供や助言等を行うことが、市町村長による効果的な浸水実績等の把握のために必要である。河川管理者の行う援助の具体的内容は河川の状況や当該河川管理者が保有する知見によって様々であるが、例えば、過去の浸水情報を提供することや、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について河川の現況等に照らし助言を与えること等が想定される。

また、河川管理者はこの援助を効果的かつ円滑に行うため、河川協力団体に必要な協力を要請することができる(水防法第15条の12第2項及び河川法第58条の10)(河川協力団体の協力を求める趣旨については、上記2(5)と同じ)。具体的にどのような協力をするのかは河川協力団体の活動等によって様々であるが、例えば、地域の水害誌の調査や文献の収集、大学の研究者や地元の研究家、過去の水害の体験者等へのヒアリング等を通じて得られた過去の浸水情報に係る情報を提供すること等が想定される。

(5) 過去の浸水実績等の把握・周知に関する国の支援について

国土交通省では次の参考資料を提供しているので、浸水実績等の把握・周知に当たって参考とされたい。

- ① 地域の水害危険性の周知に関するガイドライン(平成29年3月)
- ② 水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)
- ② まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き(平成29年6月)

5 民間事業者等による水防活動の円滑化（水防法第 19 条並びに第 28 条第 2 項及び第 3 項関係）

（1）改正の趣旨

洪水被害等の防衛・軽減を図るため、水防団等による水防活動の重要性がますます高まっている一方、水防団員数の減少・高齢化、都市近郊における団員の昼間不在等による現実には出動できない団員の増加等により、地域の水防力の低下が懸念されている。

他方、近年、水防管理者が建設業者等の民間事業者に水防活動を委任するケースが増えてきている。このような民間事業者は、大型の重機を所有していたり、応急復旧に関する知見を有していたりするため、水防団等を補い、地域の水防力を強化するために重要な役割を果たしており、今後更にその重要性が高まると考えられる。

そこで、改正法により、現行水防法では民間事業者等の私人に認められていない緊急通行（水防法第 19 条）及び公用負担（同法第 28 条）について、水防管理者から水防活動の委任を受けた場合にこれを認めることで、民間事業者等による水防活動を円滑化し、もって地域の水防力の強化を図ることとするものである。

（2）水防活動を行う民間事業者等による緊急通行及び公用負担

1）緊急通行

水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる（水防法第 19 条第 1 項）。

ここでいう「水防上緊急の必要がある場所」とは、現に洪水が発生し、あるいはそのおそれが高まっていることから水防活動ないしその準備に着手するため赴く必要がある、水防の現場や水防用の資材又は器具を備蓄してある水防倉庫のある場所等を指すものである。

また、「一般交通の用に供しない通路」とは私道や専用道路等の通路を指し、「公共の用に供しない空地」とは私有の田畑や放牧地、宅地等を指し、「公共の用に供しない水面」とは私有の池や沼等を指すものである。なお、「公共の用に供しない空地及び水面」の通行の際は、なるべく通行によって損失が生じるような場所（収穫前の田畑等）を避けることが望ましい。

2）公用負担

水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる（水防法第 28 条第 2 項）。

ここでいう「水防のため緊急の必要があるとき」とは、洪水等により堤防の決壊の危険等が具体的に生じている場合等であって、水防活動のために土地の一時使用や土石、竹木の使用等が必要な場合を指すものである。このような緊急の必要の有無については、実際に水防活動を行っている主体が認定することが適切であるため、水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者等は自らの判断で当該必要について認定し、同項に基づく公用負担を行い得るものである。

また、「使用」とは、物の所有権等を移転することなくその用法に従って一時これを用いることをいうものである。したがって、必要な期間が終われば当該物は本来の所有権者等に返還しなければならない。正当な使用によって物が消滅ないし損壊し、これを返還することが適当ではないと認められる場合は、下記 5（3）のとおり、損失補償として当該物を時価で弁償することになる。

なお、同条第 1 項に基づく水防管理者等による公用負担については、土石、竹木等の収用や工作物等の処分

が認められているが、私人に所有権の強制的移転や他人の財産の損壊までも認めることは法的バランスを欠くものであるから、改正法では使用のみを認めることとしている。

3) 水防活動の委任の方法

水防管理者による民間事業者等に対する水防活動の委任は、当該委任の範囲を明確化する観点から、水防活動を実際に行う箇所やそのおおよその内容を明示して行うことが望ましい。緊急通行や公用負担を具体的にどこで、どのような方法で行うかまでは事前に予想し難く、水防の現場における判断が必要となるため、この点について具体的な委任を要するものではないが、円滑な水防活動の実施の観点から、水防活動を委任する際に、必要な場合に緊急通行や公用負担を行い得ることを水防管理者から明示しておくことが望ましい。

委任は書面により行うことが望ましいが、緊急を要する場合等は口頭でも足りる。

また、洪水時等に民間事業者等に水防活動を円滑に委任するためには、平時から水防活動を行う箇所やその内容等の委任の範囲について調整を行うことが有効である。このため、水防管理者と民間事業者等の間で災害協定等を締結しておくことが望ましい。また、過去の活動実績を勘案する等して水防活動を委任する民間事業者等を適切に選定されたい。

なお、水防活動の委任を受けた民間事業者等には緊急通行や公用負担を行う公権力が付与されるため、これを受忍する私人の側からすると、民間事業者等が当該委任を受けたことを明らかにする委任証や腕章等を身につけておくことが有用である。この他、水防活動を含む災害協定等を締結した民間事業者等について、あらかじめ市町村の公報やインターネット上へ掲載すること等により周知することも有用である。また、民間事業者等による水防活動が地域の安全に貢献していることについて住民等の理解を得る上でも、このような取組は重要である。

水防活動を委任する場合は、ライフジャケットの着用や撤退に係るルール等について事前に取り決めるなど、民間事業者等の水防活動における安全を確保するために必要な措置をとるよう配慮されたい。

(3) 損失補償

水防活動の委任を受けた民間事業者等が行う緊急通行や公用負担によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は時価によってその損失を補償しなければならない(水防法第19条第2項及び第28条第3項)。このような損失は公共の利益のために生じたものであるから、その補償の責任は水防管理団体が負うこととしたものである。

なお、同法第19条第2項の新設により、水防団長等が行う緊急通行に係る損失補償について規定を新設しているが、単に従来の考え方を明文化したものである。すなわち、従来は、緊急通行に係る損失が生ずることが通常想定されないことから損失補償の規定は設けられていなかったが、仮に損失が生じた場合には水防管理団体に当然に補償の責任があるものと解されてきた。今回の改正法では、民間事業者等に緊急通行を認めることとしたことに鑑み、この点を明文化したものである。

第二河川法及び水資源機構法関係

国土交通大臣又は水資源機構による都道府県知事等が管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における権限代行(河川法第16条の4及び第65条の3関係並びに水資源機構法第19条の2から第19条の5まで、第30条の2及び第30条の3関係)

(1) 改正の趣旨

全国各地で頻発・激甚化する水害に対応するため、迅速な災害復旧事業に関する工事の実施や、ダム等の施設能力を向上させる再開発工事等の実施の必要性が高まっている。一方、このような工事の実施には高度な技術又は機械力を要するものであるが、工事实施体制や技術上の制約等により都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、このような工事を的確に実施できないこともある。

そこで、改正法により、都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）から要請があった場合に、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）が特定河川工事として都道府県知事等に代わって実施することができる権限代行制度を創設し、水害からの安全の確保を図っていくこととするものである。

権限代行制度の運用に係る詳細については、別途、「河川法第 16 条の 4 及び独立行政法人水資源機構法第 19 条の 2 に基づく権限代行制度の創設について」（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 14 号・国水環第 21 号・国水治第 27 号・国水防第 53 号・国水策第 19 号）を発出したところであるので、これを参照されたい。

（２）河川の改良工事又は修繕に係る権限代行

１）国土交通大臣が河川の改良工事又は修繕に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、その管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事又は修繕に関する工事（以下「改良工事等」という。）について、国土交通大臣に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（河川法第 16 条の 4 第 1 項）。

この要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る改良工事等について、これが「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」であって、当該要請をした都道府県等の「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して・・・都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」に当該要請を受諾して特定河川工事としてこれを行うこととなる（同項）。

いかなる工事が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に当たるかについては個別具体的な判断が必要であるが、社会条件や自然条件等により技術的難度が高い工事がこれに当たるものと考えられる。

また、いかなる場合が「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して・・・都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合」に当たるかについては、工事に要する技術又は機械力や当該工事の緊急性と都道府県等の工事实施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、個別具体的に判断されることになる。

各都道府県等におかれては、権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を行われたい。

２）水資源機構が河川管理施設の改築又は修繕に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号）第 3 条第 1 項に規定する水資源開発水系内の河川で自ら管理する河川管理施設の改築又は修繕に関する工事（以下「特定改築等工事」という。）について、水資源機構に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（独立行政法人水資源機構法（以下「水資源機構法」という。）第 19 条の 2 第 1 項）。

この要請を受けた水資源機構は、当該要請に係る特定改築等工事について、これが「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」及び「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」であって、当該要請をした都道府県等の「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して・・・都道府県知事等に代わって自ら行うことが適当であると認められる場

合」に当該要請を受諾して特定河川工事としてこれを行うこととなる（同項）。

ここでいう「その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するもの」と認められるものとは、水資源開発が治水上の安全と極めて密接な関係にあり、これを十分に考慮して推進されるべきものであることに鑑み、水の安定的な供給の確保と一体的に推進していくべき工事等をいうものである。いかなる工事が「高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの」に当たるかについての考え方は上記（２）１）と同様である。

いかなる場合が「工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して…自ら行うことが適当であると認められる場合」に当たるかについては個別具体的な判断が必要であるが、国土交通大臣に加え水資源機構についても権限代行を行うことができることとした趣旨に鑑み、例えば、上記（２）１）と同様に、当該工事の緊急性と当該都道府県等の工事实施体制や技術上の制約との関係等を総合的に勘案し、当該工事を代行する必要があると認められ、かつ、水資源機構が権限代行を実施する方が国土交通大臣がこれを行う場合に比べて効率的な場合がこれに当たるものと考えられる。

各都道府県等におかれては、水資源開発水系内において権限代行を要請する場合には、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分な調整を行われたい。

3) 対象となる工事

改良工事等に係る国土交通大臣の特定河川工事については、ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事等及び国土交通大臣が特定河川工事として行う災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事が対象となる（河川法施行令第10条の7）。

なお、ここでいう「その他これらに類する施設」とは、施設の類型としてダム、導水路、放水路又は捷水路に類似している施設を指すものではなく、改良工事等の実施に高度の技術又は機械力を要するという性質において類似している施設を指すものである。したがって、施設類型においてダム等に類似していない施設についても、特殊な社会条件や自然条件、高度な技術等を要する工事と一体的に実施するといった事情に起因してその実施に高度な技術等を要するに至ったような施設に係る改良工事等については、国土交通大臣の指定によって特定河川工事の対象となる。

特定改築等工事に係る水資源機構の特定河川工事については、ダムに関する工事が対象となる（水資源機構法施行令第17条の2）。

4) 権限代行の公示

国土交通大臣が特定河川工事を施行するときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間等を公示しなければならない（河川法施行令第10条の8第1項）。水資源機構の特定河川工事についても同様である（水資源機構法第19条の2第3項及び同法施行令第17条の4）。この公示については、通常は官報に掲載して行うこととなるが、再度災害の防止のために迅速な工事着手が必要な場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上での掲載や施行区域周辺の看板での掲載も可能である（河川法施行規則第7条の6ただし書及び水資源機構法施行令第17条の4ただし書）。

5) 代行する権限

国土交通大臣が行う特定河川工事において国土交通大臣が代行する河川管理者の権限は河川法施行令第10条の8第2項に、水資源機構が行う特定河川工事において水資源機構が代行する河川管理者の権限は水資源機

構法施行令第 17 条の 3 第 1 項に列挙された権限である。

これらの権限は工事の執行に伴う必要最小限の権限である。代行する権限を必要最小限の範囲に限定しているのは、今回の改正法により創設する権限代行制度は、実施に高度な技術等を要する工事を国土交通大臣又は水資源機構が代行し、もって都道府県等を技術的に支援することを趣旨とするものであるため、通常の管理（行政管理を含む。）に係る権限まで代行する必要はないからである。

なお、権限代行を実施している間、国土交通大臣又は水資源機構の特定河川工事が施行されている区間における代行権限は排他的に代行者たる国土交通大臣又は水資源機構が行使することになる。したがって、権限代行を要請した都道府県知事等はこれらの権限を行使することはできない。他方、他の河川管理権限については特定河川工事が施行されている区間も含めて引き続き都道府県知事等が行使することになるため、同区間における当該他の河川管理権限の行使に当たっては、特定河川工事の施行との関係で支障が生じないよう、各地方整備局等担当部局又は水資源機構担当部局と事前に十分な調整を図られたい。

6) 費用負担

改良工事等（二級河川の修繕を除く。）に係る国土交通大臣の特定河川工事に関しては、まず国が全額国費をもって事業を行い（河川法第 65 条の 3 第 6 項）、その後都道府県等に対し当該工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額を納付させることとしている（河川法施行令第 37 条の 2 第 1 項）。今回の改正法により創設する権限代行制度は都道府県等に対する技術的支援をその趣旨とするものであるため、特定河川工事に要する費用の負担については、都道府県等が自ら河川工事を実施する場合と同様とするものである。

特定改築等工事（二級河川の修繕を除く。）に係る水資源機構の特定河川工事の費用の支払方法については水資源機構と都道府県知事等の協議によることになる（水資源機構法施行令第 42 条の 2 第 5 項）。工事費用については、水資源機構は、都道府県等から工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額の納付を受け、国から当該都道府県知事等が自ら当該工事を実施した場合に国が交付する負担金等の額の納付を受けることになる（同法第 30 条の 2 第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第 42 条の 2 第 3 項）。

二級河川の修繕に係る国土交通大臣又は水資源機構の特定河川工事に係る費用については、全額都道府県等の負担となる（河川法第 65 条の 3 第 2 項及び同法施行令第 37 条の 2 第 2 項並びに水資源機構法第 30 条の 2 第 4 項及び同法施行令第 42 条の 2 第 4 項）。

（3）河川の災害復旧事業に係る権限代行

1) 国土交通大臣が災害復旧事業に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、その管理する指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「国庫負担法」という。）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下同じ。）に関する工事について、国土交通大臣に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（河川法第 16 条の 4 第 1 項）。その意義については上記（2）1）と同じである。

各都道府県等におかれては、権限代行を要請する場合には、あらかじめ各地方整備局等担当部局と十分な調整を行われたい。

なお、国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合等には、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 51 条に基づく特定災害復旧等河川工事として都道府県知事等に代わって災害復旧事業に関する工事を行うことも可能である。特定災害復旧等河川工事と河川法に基づく特定河川工事のいずれれ

を要請するかは代行の対象となる工事の性質等の地域の実情を踏まえて都道府県知事等が総合的に判断することになる。特定災害復旧等河川工事と特定河川工事のいずれであっても違いがないような場合には、前者がより限定された状況における権限代行制度であることに鑑み、これを要請することになるものと考えられる。

2) 水資源機構が河川管理施設の災害復旧事業に係る権限代行を行う場合

都道府県知事等は、水資源開発促進法第3条第1項に規定する水資源開発水系内の河川で自ら管理する河川管理施設の災害復旧事業に係る工事（以下「特定災害復旧工事」という。）について、水資源機構に対し自らに代わってこれを行うことを要請することができる（水資源機構法第19条の2第1項）。その意義については上記（2）2）と同じである。

各都道府県等におかれては、水資源開発水系内において権限代行を要請する場合には、あらかじめ水資源機構担当部局と各地方整備局等担当部局の両者と十分な調整を行われたい。

3) 対象となる工事

国土交通大臣又は水資源機構の災害復旧事業に係る特定河川工事の対象に特段の限定はない。河川の改良工事等と異なり、災害復旧事業に関する工事については、例えば連続堤防の復旧であっても、その被災状況や自然状況等の具体的状況によっては工事の実施に高度な技術等を要することがあるからである。ただし、水資源機構が特定災害復旧工事に係る特定河川工事を行う場合は、上記（3）2）のとおり、水資源機構がこれを行う方が国土交通大臣がこれを行う場合に比べて効率的な場合であり、水資源機構が専らダムについて深い知識や経験を有する組織であることに鑑みると、その対象工事は原則としてダムに関する災害復旧工事になるものと想定される。

なお、上記（2）3）で述べたとおり、国土交通大臣の特定河川工事については、災害復旧事業と併せて行う改良工事についても、高度な技術力等を要する災害復旧事業と一体として行われるものであるため、改良工事に係る特定河川工事として実施することができる（河川法施行令第10条の7第2号）。水資源機構の特定河川工事についても、ダムの災害復旧事業と併せて行う改築について特定河川工事として実施することができる（水資源機構法施行令第17条の2）。なお、災害復旧事業とこれと併せて行う改良工事又は改築は観念的には別個の権限代行であるため、それぞれ権限代行を要請する必要があることに留意されたい。

4) 権限代行の公示

国土交通大臣が特定河川工事を施行するときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間等を公示しなければならない（河川法施行令第10条の8第1項）。水資源機構の特定河川工事についても同様である（水資源機構法第19条の2第3項及び同法施行令第17条の4）。この公示については、通常は官報に掲載して行うこととなるが、緊急的に災害復旧事業に着手する必要がある場合等、緊急の必要がある場合にはインターネット上での掲載や施行区域周辺の看板での掲載も可能である（河川法施行規則第7条の6ただし書及び水資源機構法施行令第17条の4ただし書）。

5) 代行する権限

上記（2）5）と同じ。

6) 費用負担

災害復旧事業に関する工事に係る国土交通大臣の特定河川工事に関しては、まず国が全額国費をもって事業

を行い（河川法第 65 条の 3 第 6 項）、その後都道府県等に対し当該工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額を納付させることとしている（河川法施行令第 37 条の 2 第 1 項）。今回の改正法により創設する権限代行制度は都道府県等に対する技術的支援をその趣旨とするものであるため、特定河川工事に要する費用の負担については、都道府県知事等が自ら河川工事を実施する場合と同様とするものである。

なお、国土交通大臣の特定河川工事に係る災害復旧事業の国庫負担金の算定は国庫負担法の定めるところによる。

災害復旧事業に関する工事に係る水資源機構の特定河川工事における費用の支払方法については水資源機構と都道府県知事等の協議によることになる（水資源機構法施行令第 42 条の 2 第 5 項）。工事費用については、水資源機構は、都道府県等から工事に要する費用の額から当該工事を当該都道府県知事等が自ら実施した場合に国が交付する負担金等の額を控除した額の納付を受け、国から当該都道府県知事等が自ら当該工事を実施した場合に国が交付する負担金等の額の納付を受けることになる（同法第 30 条の 2 第 2 項及び第 4 項並びに同法施行令第 42 条の 2 第 3 項）。

なお、水資源機構の特定河川工事に係る災害復旧事業の国庫負担金の算定についても、国庫負担法の定めるところによる（水資源機構法第 30 条の 2 第 1 項）。

第三土砂災害防止法関係

1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等 （土砂災害防止法第 8 条の 2 関係）

（1）改正の趣旨

改正法により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域（同法第 7 条）内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められたもの（同法第 8 条第 1 項第 4 号）についても、水防法と同様、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとしている。

洪水等の水害と土砂災害は、その主たる原因が降雨であること、一降雨の期間中に水害と土砂災害がほぼ同時に発生する場合があること、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域は近接・重複することが多いことなどから、密接な関連を有する災害であるといえるため、今回一括して同様の措置を講ずることとしたものである。

（2）避難確保計画の作成の義務化

1）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設は、土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村長等が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設（土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号）である。要配慮者利用施設的具体例としては、上記第一 1（2）1）のとおりである。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

2）避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法施行規則第 5 条の 2 の定めるところに

より、要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した訓練の実施に関する事項を定めた計画（以下第三において「避難確保計画」という。）を作成する義務が課されることになる。各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に土砂災害の危険性を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、下記1（2）3）に示す①「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を情報提供することや、同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」と「管理者」の意義については、上記第一1（2）2）を参照されたい。

3）避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

① 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成29年6月作成）

③ 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成29年6月作成）

また、今後、国土交通省及び関係機関が連携して地域一体となった避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関するモデル地区における知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

（3）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、土砂災害に関する情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

（4）市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（土砂災害防止法第8条の2第3項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第4項）。

ここでいう「正当な理由」の意義については、上記第一1（4）を参照されたい。なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

(5) 留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、毎年6月の土砂災害防止月間を中心に取り組んでいる土砂災害・全国防災訓練において要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

第四その他

要配慮者利用施設における避難確保計画又はこれに基づく避難訓練の実施について市町村が行う補助や、浸水被害軽減地区における標識設置、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等、改正法に基づく各種の取組については、防災・安全交付金による支援が可能である。各都道府県及び市町村におかれては、必要に応じこの支援も活用して取組の推進に努められたい。

また、各制度の運用について不明な点等ある場合は、地方整備局担当部局等に設けられた相談窓口にお問い合わせされたい。

1.7 水防法施行通知（令和5年5月31日）

国水政第17号

令和5年5月31日

各地方整備局長殿

北海道開発局長殿

沖縄総合事務局長殿

各都道府県知事殿

各指定都市の長殿

（独）水資源機構理事長殿

国土交通省水管理・国土保全局長

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の一部の施行について

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和5年法律第37号。以下「改正法」という。）については、令和5年5月31日に公布され、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2の改正規定及び水防法（昭和24年法律第193号）に第11条の2を加える改正規定（国土交通大臣による都道府県知事への予測水位情報の提供）については同日から、それ以外の改正規定については同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、施行されることとなった。

国土交通大臣による都道府県知事への予測水位情報の提供に係る改正規定が施行されるに当たっては、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められたい。また、速やかに関係事項を貴管内水防管理団体及び関係市町村に周知方取り計らわれ、水防行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

記

1. 国土交通大臣による予測水位情報の提供（気象業務法第14条の2及び水防法第11条の2関係）

（1）改正の趣旨

近年、自然災害が頻発・激甚化しており、バックウォーター現象などによって本川・支川合流地点における浸水被害が発生する事例が発生している。

こうした中、国指定洪水予報河川（水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川をいう。）においては、本川・支川一体で水位予測を行うモデルを令和3年から導入しており、精度が高く、長時間先の予測が可能となっている。

これを踏まえ、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、都道府県指定洪水予報河川（水防法第11条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川をいう。以下同じ。）の洪水予報の早期発表を図るため、気象業務法及び水防法の改正により、当該情報を、都道府県指定洪水予報河川について洪水予報を行う都道府県知事の求めに応じ都道府県知事及び気象庁長官に提供することとし、当該情報提供を気象業務法第17条及び第23条の予

報及び警報の制限の対象外とすることとされた。

また、気象庁は、提供を受けた情報を踏まえて都道府県知事と共同して洪水予報を行うとともに、当該情報の活用にあたって特に専門的知識を要する場合は、国土交通大臣に技術的助言を求めることとされた。

都道府県におかれては、各都道府県指定洪水予報河川における洪水予報の実施状況を踏まえ、予測水位情報の提供（以下「情報提供」という。）の求めの実施について判断されたい。

また、現在は都道府県指定洪水予報河川ではない河川についても、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、洪水予報を実施することが可能となると見込まれる場合は、当該河川の洪水予報河川への指定を図り、洪水予報を行うことが望ましい。

（２）予測水位情報の提供の開始に係る手続

都道府県は、情報提供を受けるにあたっては、以下の協定等の締結・変更を行われたい。

- ① 都道府県は、改正法による改正後の水防法第 11 条の 2 の規定に基づき、情報提供の求めを行うにあたっては、地方整備局等へ情報提供の依頼を行った上で、両者間で情報提供に関する包括的な協定を締結されたい。
- ② 都道府県は、地方整備局等及び地方気象台等と共同して、①の包括的な協定に基づき、対象とする河川名及び情報提供の方法等を明記した情報提供の実施要領を定められたい。
- ③ 都道府県は、地方気象台等と共同して、②の情報提供の実施要領を踏まえ、情報提供を受ける都道府県指定洪水予報河川の洪水予報実施要領について、提供を受けた情報の活用に関する内容を追記する等の必要な変更を行われたい。

なお、予測水位情報の提供制度の運用に係る詳細については、別途、「気象業務法及び水防法改正に伴う対応について」（令和 5 年 5 月 31 日国水環第 33 号）を発出したところであるので、これを参照されたい。

2. 東京都水防条例

昭和 24 年 8 月 11 日 条例第 68 号
改正 昭和 46 年 12 月 27 日 条例第 156 号
改正 平成 11 年 12 月 24 日 条例第 143 号
改正 平成 12 年 10 月 13 日 条例第 192 号
改正 平成 19 年 3 月 16 日 条例第 68 号
改正 平成 23 年 12 月 22 日 条例第 99 号

第一条 東京都の水防に関して、法令で定めるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 水防法（以下法という。）第 4 条の指定水防管理団体は、知事が東京都水防協議会にはかつて指定し、これを告示する。

第三条 法第 8 条第 1 項の規定に基づき、知事の附属機関として東京都水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第四条 協議会は、会長に知事を充て、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、知事が命じ又は委嘱する。

副知事、都建設局職員、国土交通省関東地方整備局職員、通信・気象・警察・消防・水道各行政機関職員、輸送及び配電事業関係者、区市町村長及び学識経験者

3 知事は、必要と認めるときは、臨時委員をおくことができる。

4 協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

第五条 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、前条第 2 項に掲げる職から退いたときは、その職を失う。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 知事は、水防計画に基づき、水防上重要地域の水防を確保するため、資材及び倉庫等を整備することができる。

第七条 知事は、東京都水防計画を毎年 4 月末日までに、関係水防管理団体に周知させなければならない。

第八条 建設事務所の職員は、水防計画に定める事務を担当し、その所轄内の水防管理団体と緊密な連絡を保ち、その水防活動を援助しなければならない。

第九条 この条例の施行に必要な事項は、知事がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 東京都水防協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都水防条例（昭和24年8月11日条例第68号、以下「条例」という。）第4条第4項の規定に基づき、東京都水防協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成等)

第2条 協議会は、会長の知事の外、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）で構成する。

2 条例第4条第2項で規定する委員は、以下のとおりとする。

東京都議会議員（委嘱委員）
東京都副知事
東京都総務局危機管理監
東京都建設局長
東京都建設局道路監
東京都建設局河川部長
国土交通省関東地方整備局職員（委嘱委員）
東日本電信電話株式会社社員（〃）
気象庁東京管区气象台職員（〃）
警視庁警備部職員（〃）
東京消防庁警防部職員（〃）
東京都水道局浄水部長
東京電力株式会社社員（委嘱委員）
特別区長（〃）
市町村長（〃）
計15人

3 条例第4条第3項で規定する臨時委員は、同条第2項で規定するものの外に水防に関連し、調査審議に加わる必要が認められるものとし、以下のとおりとする。

東京都建設局次長
東京都総務局総務部長
東京都総務局総合防災部長
東京都財務局経理部長
東京都建設局総務部長
東京都建設局道路管理部長
東京都港湾局港湾整備部長
東京都下水道局計画調整部長
東京商工会議所女性会会員（委嘱職員）
特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟会員（委嘱職員）
計10人

(委員等の委嘱・任命)

第3条 第4条第2項に掲げる委員のうち委嘱委員については、各機関の長（特別区長については、特別区長会会長、市町村長については東京市長会会長、東京都議会議員については東京都議会議長）から推薦を受け、委嘱を行う。

- 2 前項以外の委員等については、充て職とする。
- 3 委員等の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 4 委員等は、当該職から退いたときは、その職を失う。
- 5 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員等に通知しなければならない。
- 3 前項の通知を受けた委員等が事故のため出席できない場合は、その委員等の指名する職務上の代理者が出席することができる。

(議事手続)

第5条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会長に事故ある時は、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(記録)

第6条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - 三 その他必要と認める事項

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設局河川部が行う。

附 則

この要領は、平成17年4月14日から施行する。

この要領は、平成27年3月20日から施行する。

この要領は、平成28年11月21日から施行する。

この要領は、令和5年2月6日から施行する。

4. 東京都水防信号等に関する規則

昭和 24 年 8 月規則第 133 号

改正 昭和 34 年 5 月 第 95 号

改正 平成 19 年 1 月 19 日第 2 号

第 1 条 水防法（以下法という。）第 18 条の水防のために出動する車両の標識は、別記第 1 号の標識を使用する。

第 2 条 法第 20 条の水防信号は、出動信号及び危険信号の 2 種とし、別記第 2 号の区分によって周知させるものとする。

第 3 条 法第 49 条第 2 項の身分を示す証票は、別記第 3 号の様式による。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

(別 記)

第一号 標 識



第二号 水 防 信 号

1 出動信号

半 鐘 ●—● ● ● ●—● ● ● ●—● ● (二点、一点班打、三分間)

∧約五秒

サイレン ● — ● — ● —

∨約六秒休み

(三分間)

2 危険信号

半 鐘 ●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●

(四点、三分間)

∧約二十秒

サイレン ● — ● — ● —

(五分間)

∨約十秒休み

水防信号は、区市町村の望楼及び消防機関の営造物に備付の半鐘又はサイレンによって行う。

第三号 水防要員の証票

(表 面)

第 号

所属 氏名

生 年月 日

水 防 要 員 の 証 票

平 成 年 月 日

使 用 期 間 一 年 間

6cm

8cm

(裏 面)

此の証票を携帯する者は、水防法により、水防計画作成のため、その必要な土地に立ち入り調査をする者です。

5. 東京都防災行政無線の運用

(「東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱」の抜すい)

1. (趣旨)・・・第1条

この要綱は、東京都地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する東京都防災行政無線局及び地域衛星通信ネットワークに加入する地球局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2. (定義)・・・第3条

この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 通信の統制 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱順序の指定等を行うこと又これらの措置を取り得る状態にすることをいう。

3. (無線局の種別)・・・第4条

この要綱において固定局、基地局、陸上移動局及び地球局とは、それぞれ電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第1号、第6号、第12号及び第20号の2に規定する無線局の種別をいう。

2 前項に定めるもののほか、無線局等の種別及びその意義は、次のとおりとする。

- (1) 統制局 無線局の通信の統制をする固定局をいう。
- (2) 中継局 統制局と端末局の通信を中継する固定局をいう。
- (3) 端末局 東京都地域防災計画に定める防災機関、後方医療機関及び医療対策拠点に設置された固定局をいう。
- (4) 全都移動局 東京都全域及び隣接県の区域を通信範囲とする陸上移動局をいう。
- (5) 地区移動局 東京都の一定の区域を通信範囲とする陸上移動局をいう。
- (6) 移動多重局 多重通信を行う陸上移動局をいう。
- (7) 移動地球局 移動して運用する地球局をいう。
- (8) 通信所 他の無線局と接続する端末装置が設置された場所をいう。

4. (災害時の運用体制)・・・第18条第5項

建設局長は、東京都水防本部が設置されている間、又は前項（東京都災害対策本部が設置されたとき）の場合を除き必要と認めるときは、統制局において、水防業務を所掌する建設局の機関に所在する無線局等に係る通信の全部又は一部について通信の統制を行う。この場合は、通信の統制に係る無線局等の運用に関する事務の統括及び当該無線局等の運用に係る無線管理者等に対する指揮監督は、建設局長が行う。

5. (通信統制者の通知)・・・第19条

前条の規定により通信の統制を行う者（以下「通信統制者」という。）は、通信の全部又は一部について通信の統制を開始又は終了する都度、直ちにその旨を財務局長に通知するとともに、当該無線局等の無線管理者等に通知しなければならない。

6. (附 則)

この要綱は、平成6年8月15日から施行する。

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月15日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

6. 東京都水防本部業務要領

(目的)

第1 洪水又は高潮等により災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、東京都水防計画第2章第2節に基づき設置する東京都水防本部（以下「本部」という。）は、気象、洪水、その他水防に関する情報の確保、水防管理団体の水防活動の指導、応援、水防資器材の準備配置、被害情報の収集、国土交通省水害対策本部並びに関東地方整備局洪水対策本部、その他関係機関との緊密な連絡等にあたり、もって被害を最小限にとどめることを目的とする。

(本部の構成)

第2 本部は総務部、道路管理部及び河川部の3部をもって構成する。

2 本部には本部長、副本部長、部長、課長及び部員をおく。

また、担当部長、参事、担当課長、副参事を置くことができるものとする。

3 (1) 本部長は建設局長、副本部長は次長、道路監、部長は総務部長、道路管理部長及び河川部長、課長は総務部の課長、広報・広聴担当課長、道路管理部及び河川部の各課長とする。

(2) 部員は総務部、道路管理部及び河川部の職員のうちから本部長が命ずる者をもって組織する。

(3) 担当部長及び副参事は各部長または各課長を補佐する。

(所掌事務)

第3 (1) 本部活動に対する資器材の応援、情報連絡及び技術援助等総合企画に関すること。

(2) 水防活動状況、水害状況、その他本部において必要となる情報収集並びに資料の作成に関すること。

(3) 水防活動状況、水害状況、その他本部において発表すべき報告書の編集に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか水防管理上重要な事項に関すること。

2 総務部の分掌事務

(1) 総務課、職員課

ア 他官庁及び他局との情報連絡に関すること。

イ 応急対策に必要な他官庁への援助要請手続に関すること。

ウ 本部長の発表する報告書の編集に関すること。

エ 道路管理部及び河川部の調整に関すること。

オ 広報に関すること。

カ その他の課に属さないこと。

(2) 計理課

水防活動、応急対策の予算及び会計事務に関すること。

(3) 用度課

資材、労力の調達及び輸送の連絡事務に関すること。

3 道路管理部の分掌事務

(1) 管理課、路政課

ア 都管理道路の保全に必要な資器材並びに輸送車輛の調達に関すること。

イ その他庶務的事項に関すること。

(2) 監察指導課、保全課、安全施設課

ア 水害等による都管理道路に関する公共土木施設被害、その他の被害状況の情報収集及び連絡に関する
こと。

イ 都管理道路被害の現地状況調査及び技術的指導に関すること。

ウ 道路応急復旧に関する資器材の調達調整に関すること。

4 河川部の分掌事務

(1) 管理課、指導調整課

ア 水防活動に必要な資器材並びに輸送車輛の調達に関すること。

イ その他の庶務的事項に関すること。

(2) 計画課、改修課、防災課

ア 水防本部の設置、廃止に関すること。

イ 気象、水位、流量、雨量の情報収集、連絡に関すること。

ウ 国土交通省管理河川の洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報の受理及び伝達に関すること。

エ 都管理河川の洪水予報、水防警報及びはん濫警戒情報の発表及び伝達に関すること。

オ 土砂災害警戒情報の発表及び伝達に関すること。

カ 水防活動状況、河川に起因する浸水状況及び公共土木施設の被害状況の情報収集、連絡に関すること。

キ 水防資器材の応援及び現地の状況調査、技術的指導に関すること。

ク 国土交通省直轄河川の水防活動状況及び現地の状況の情報収集、連絡に関すること。

ケ 防災行政無線の運用統制に関すること。

(水害を予防するための指示)

第4 本部長は、水防対策上必要があると認めるときは、水防管理団体に対し、水害を防ぎよし、又は軽減するための必要な指示をするものとする。

(出水の状況の早期予知)

第5 河川部は、気象庁、関東地方整備局及び高水、高潮速報の連絡系統内の各機関と緊密な連絡をとり、台風
の状況、河川の出水状況、高潮の状況等を早期に予知するよう努め、気象状況及び水位状況等の報告書を作
成し本部長に提出するものとする。

(水防活動、水害状況の調査報告)

第6 河川部は、収集した資料と他の収集した状況等を整理し、本部長に提出するものとする。

2 道路管理部及び河川部は、水害を防ぎよするために必要な水防作業等の技術指導とこれに関する資料を
収集整理し、本部長に提出するものとする。

3 道路管理部及び河川部は、災害が発生したときは迅速に応急対策に関する資料を本部長に提出するもの
とする。

(応急対策)

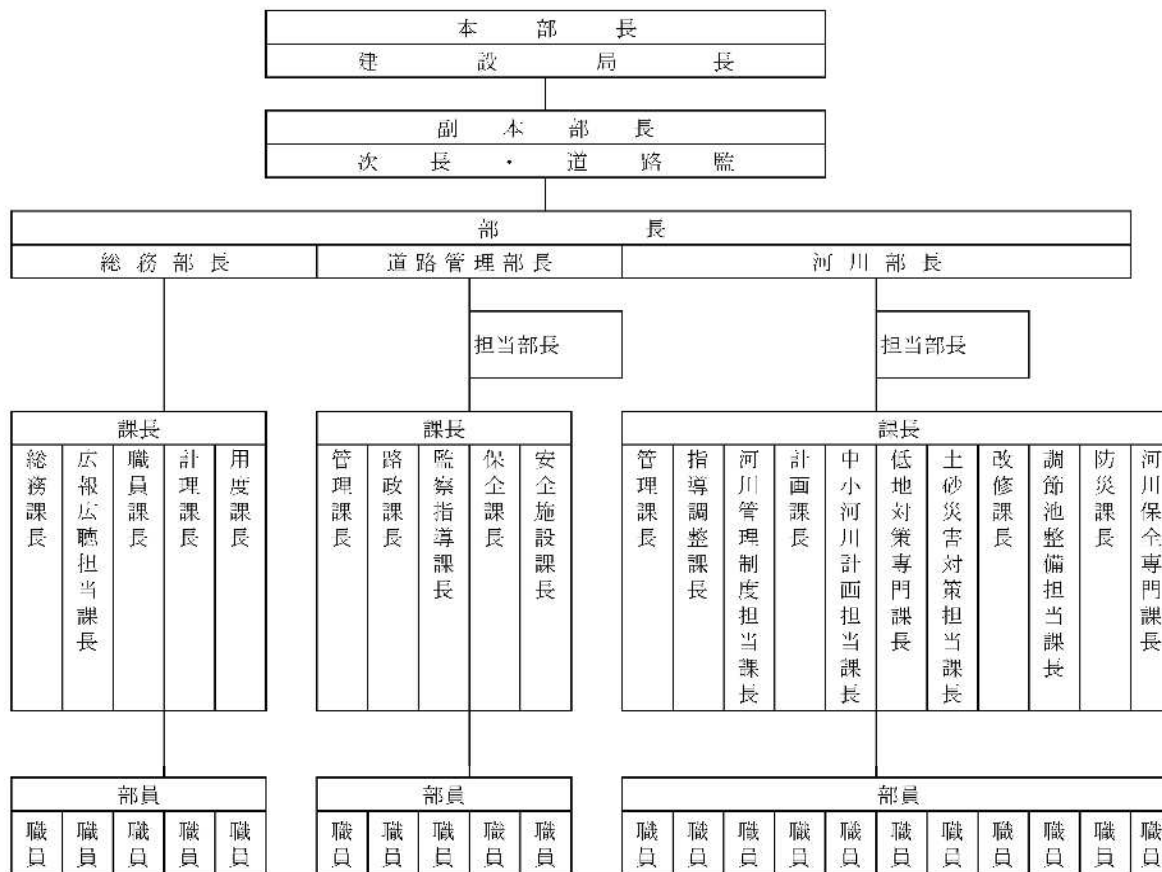
第7 本部長は、公共施設が災害を受けた旨の報告を受けた場合で必要があると認めるときは、応急対策に関し、
各部に適切な指示を行わせるものとする。

(水防活動・水害状況の発表)

第8 本部長は、気象、水位、流量、洪水予報、水防警報、災害状況等に関する報告書を編集し、必要に応じて報道機関その他の求めに応じて発表するものとする。

(態勢及び業務分担)

第9 本部の態勢は、東京都水防計画第3章3.1の規定に準ずるものとし、業務の分担は水防本部業務分担表による。



7. 江東区防災行政用無線局管理運用規程

昭和 57 年 3 月 31 日

訓令甲第 3 号

庁中一般

出張所

事業所

(趣旨)

第 1 条 この規程は、江東区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務、江東区国民保護計画に基づく措置に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設定した江東区防災行政用無線局の管理及び運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 無線従事者 電波法第 2 条第 6 号に規定する無線従事者をいう。
- (3) 固定局 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「規則」という。)第 4 条第 1 項第 1 号に規定する固定局をいう。
- (4) 基地局 規則第 4 条第 1 項第 6 号に規定する基地局をいう。
- (5) 移動局 規則第 4 条第 1 項第 14 号に規定する移動局(260 メガヘルツの周波数帯を利用したデジタル方式の無線局に限る。)をいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の回線構成は、別に定める。

(無線局の職員)

第 4 条 無線局に総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線局の管理運用の事務を総括し、無線局の職員を指揮監督する。

2 総括管理者は、総務部長をもって充てる。

条線上)

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理運用の事務を行い、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 固定局の管理責任者は、総務部危機管理課長をもって充てる。

3 基地局及び移動局の管理責任者は、総務部防災課長をもって充てる。

(管理者)

第 7 条 固定局、基地局及び移動局の通信操作を行う部署に、管理者を置く。

2 管理者は、配備された無線設備を管理し、当該部署の無線従事者又は通信取扱者を指揮監督する。

3 管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、出先機関等にあっては当該機関の長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 8 条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理運用の事務を行い、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

- 2 固定局の通信取扱責任者は、危機管理課危機管理係長をもって充てる。
- 3 基地局及び移動局の通信取扱責任者は、防災課災害対策係長をもって充てる。

(無線従事者)

第9条 固定局及び基地局に、無線従事者を置く。

- 2 無線従事者は、通信取扱責任者の指揮監督の下に無線設備の通信操作及び運用を行う。
- 3 無線従事者は、資格を有する者の中から総括管理者が指定する。

(通信取扱者)

第10条 移動局に、通信取扱者を置く。

- 2 通信取扱者は、通信取扱責任者の指揮監督の下に、当該局の通信操作を行う。
- 3 通信取扱者は、管理者が指定する。

(無線従事者の配置、養成等)

第11条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に努めるものとする。
- 3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿を作成するものとする。

(備付け書類等の管理)

第12条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

- 2 管理責任者は、通信の都度、無線業務日誌を電磁的方法により記録し、必要に応じ印刷するものとする。

(無線設備の管理・点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、管理者は善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

- 2 総括管理者は、毎年1回以上無線設備を専門業者に委託して点検するものとする。

(無線局の免許)

第14条 総括管理者は、無線局の新設、移設等の異動を把握し、適切に無線局の免許の申請を行う。

- 2 総括管理者は、毎年1回以上無線局の免許の申請内容に相違がないか点検し、必要に応じて届出を行う。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる訓練を行うものとする。

- (1) 総合通信訓練
- (2) 定期通信訓練

- 2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報、注意報等の伝達訓練及び情報収集訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第16条 総括管理者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して電波関係法令並びにこの規程及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、無線局の運用について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(中間省略)

附 則(平成13年訓令甲第3号)

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 19 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令甲第 14 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

8. 高潮対策水門の操作について協議申合事項

(目 的)

東京都水防計画第七章第1節のうち江東三角地帯の高潮防禦のため設けられた、水門について遅滞なくその操作を行えるよう、それぞれの水門管理者は予め協議申合せをし、万全の措置態勢を整えるものである。

(水門及び管理者協議申合事項)

第一項 この協議申合せは次の各号に掲げる水門施設に行う。

1. 建設局所管 源森川、堅川、新小名木川、大島川、の各水門。
2. 港湾局所管 豊洲、東雲、辰己、あけぼの、新砂、の各水門。
3. 江東区所管 平久、洲崎南の各水門。

(警戒態勢)

第二項 次の各号に掲げる場合には警戒態勢に入る。

1. 気象庁から洪水、高潮、津波警報等が発せられたとき。
2. 建設大臣または都知事が水防警報を発したとき。
3. 気象情報により洪水、高潮、津波等のおそれがあると認められたとき。

(情報連絡)

第三項 情報の通報、連絡は東京都水防計画水門無線局系統図による。

(門扉の操作原則)

第四項 門扉は通常の場合、原則として開放しておく。

第五項 門扉は原則として次の場合、閉鎖するものとする。

1. 情報、警報等により、洪水高潮津波のおそれがある場合で水位がおよそ A.P. + 1.85m になったとき門扉を閉めはじめ、A.P. + 2.00m になるまでに完了する。
2. 但し、第一項第3号に掲げる水門については、閉鎖後安全を確認のうえ必要に応じて開放する。

付 記

この区域内で事故等のため水門閉鎖の必要を生じたときは江東治水事務所長、東京港湾高潮対策事務所長、建設省荒川下流工事事務所長、江東区長の間で相互連絡のうえ、適宜処理すること。

昭和41年3月10日

協 議 者 江東区長

建設省荒川下流工事事務所長

東京都東京湾高潮対策事務所長

〃 建設局河川部長

〃 江東治水事務所長

〃 港湾局港営業部長

昭和51年4月1日(一部変更)

昭和55年12月26日(〃)

昭和59年9月13日(〃)

9. 江東区水門操作規程

昭和 52 年 7 月 1 日

訓令甲第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年東京都条例第 106 号)

第 2 条の表 78 の項口の規定に基づき区が管理する水門及び区が設置し管理する水門の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、別表に掲げる水門について適用する。

(操作の目的)

第 3 条 水門の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川及び堀割への流入を制限し、水位の調整を図るとともに、水災の発生を防止することを目的とする。

(操作の方法)

第 4 条 土木部施設保全課長(以下「管理責任者」という。)は、別表の操作基準により水門の操作を行うものとする。ただし、水門の調整、整備のため必要があるときは、別表の操作基準以外の方法により水門を操作することができる。

(操作方法の特例)

第 5 条 管理責任者は、地震等緊急事態及び事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要限度において前条に規定する方法以外の方法により、水門を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を土木部長(以下「部長」という。)に報告するものとする。

(通知及び警告)

第 6 条 管理責任者は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響を及ぼすと認められるときは、消防署、警察署その他管理責任者が必要と認める関係機関にその旨通知するものとする。

2 管理責任者は、水門を操作することにより、附近に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、拡声器その他の方法によりあらかじめ警告するものとする。

(操作に関する記録)

第 7 条 管理責任者は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- (2) 気象、水象又は地象の状況
- (3) 操作した水門の名称
- (4) 操作の際に行った通知又は警告の相手方及び内容
- (5) 操作した理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(警戒態勢の実施)

第8条 部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- (1) 気象庁が大雨、津波、高潮又は洪水のいずれかの警報を発令したとき（短時間に局地的な雷雨による大雨又は洪水警報の場合で、部長が警戒態勢をとる必要がないと認めた時を除く）。
- (2) 気象庁が大雨、津波、高潮又は洪水のいずれかの注意報を発令した場合で、部長が必要と認めたとき。
- (3) 国土交通大臣が荒川に水防警報を発令したとき。
- (4) 国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で荒川に洪水予報を発令したとき。
- (5) 江東区水防本部が設置されたとき。
- (6) 水災に係る江東区災害対策本部条例（昭和38年7月江東区条例第17号）の規定に基づく江東区災害対策本部が設置されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、部長が高潮又は洪水等が発生するおそれがあると認めたとき。

(警戒態勢における措置)

第9条 部長は、警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門を操作することができる要員を確保すること。
- (2) 水門を操作するために必要な附属施設の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の操作上必要な気象及び水象の観測並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他水門の操作上必要な措置。

(警戒態勢の解除)

第10条 部長は、洪水若しくは高潮等が終わったとき又は高潮若しくは洪水等が発生するおそれがなくなったときは、警戒態勢を解除するものとする。

(点検及び整備)

第11条 管理責任者は、水門を操作するために必要な機械、器具等について、性能、耐用年数等を総合的に勘案して点検及び整備を実施するものとする。

- 2 前項に規定する点検は、日常点検、定期点検とし、日常点検は1月に1回以上、定期点検は1年に1回以上、それぞれ実施するものとする。

(水位の測定)

第12条 管理責任者は、水門の操作に必要な水位を、原則として内水位計及び外水位計により測定するものとする。

(記録及び報告)

第13条 管理責任者は、水門を管理するために必要な事項について記録、保存し、部長に報告するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部長が定める。

別表(第2条関係)

番号	水門名	位置	操作基準
1	平久	江東区木場一丁目1番地先	<p>1 警戒態勢時 外水位が上昇してAPプラス1.85メートルに達し、更に上昇するおそれがあるときは閉鎖し、外水位が下降し、内外同水位になったときは開放する。</p> <p>2 地震又は津波時 区内で震度5弱以上の地震が発生したとき又は東京湾内湾に津波警報が発令されたときは閉鎖し、浸水被害のおそれなくなったときは開放する。なお、震度4以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ閉鎖する。</p> <p>3 平常時 水位観測し、外水位がAPプラス2.30メートルに達したときは閉鎖し、外水位が下降して内外同水位になったときは開放する。</p> <p>4 1から3までの規定にかかわらず、東京都港湾局又は東京都建設局が管理する水門及び排水機場の状況等に応じ閉鎖又は開放する。</p>
2	洲崎南	江東区木場六丁目15番地先	同上
3	横十間川	江東区北砂一丁目2番地先	<p>1 仙台堀サイフォン 外水位(小名木川)が上昇し、APマイナス0.5メートルに達し、更に上昇するおそれがあるときは停止し、外水位が常時水位(APマイナス1.0メートル)になったときで、かつ、水位上昇のおそれがなくなったときは再開する。</p> <p>2 水門 常時は開放しておき、外水位(小名木川)が上昇し、APプラス0.3メートルに達したときは閉鎖し、内水位(横十間川親水公園側)より外水位(小名木川)が低下したときは、開放する。</p>
4	中の堀川樋門	江東区佐賀二丁目12番地先	<p>1 常時開放しておき、震度4以上の地震が発生したときは閉鎖する。</p> <p>2 閉鎖後の護岸等の点検で異常がないと判断したときは開放する。</p>

10. 東京都河川管理施設操作規則

	昭和48年 3月 8日	東京都告示第	276号
改正	昭和55年 7月 2日	東京都告示第	721号
改正	昭和58年 4月 6日	東京都告示第	393号
改正	昭和61年11月27日	東京都告示第	1248号
改正	平成 2年12月17日	東京都告示第	1381号
改正	平成 5年 3月 8日	東京都告示第	251号
改正	平成13年 1月 5日	東京都告示第	3号
改正	平成14年 4月 1日	東京都告示第	412の2号
改正	平成17年 8月25日	東京都告示第	1093号
改正	平成21年 3月25日	20建河指第	623号
改正	平成23年 2月 2日	22建河指第	356号
改正	平成24年 3月21日	23建河指第	570号
改正	平成26年 5月28日	26建河指第	73号
改正	平成29年 9月29日	29建河指第	219号
最終改正	平成 31年 2月 28日	30 建河指第	364号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、東京都河川管理施設操作規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 水門等の操作の方法等（第四条—第七条）
- 第三章 水門等の警戒体制（第八条—第十条）
- 第四章 環七地下調節池関連取水施設の操作の方法等（第十一条—第十四条）
- 第五章 環七地下調節池関連取水施設の警戒体制（第十五条—第十七条）
- 第六章 白子川地下調節池関連取水施設の操作の方法等（第十八条—第二十一条）
- 第七章 白子川地下調節池関連取水施設の警戒体制（第二十二条—第二十四条）
- 第八章 雑則（第二十五条—第二十八条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 知事が河川法に基づき管理する水門、閘こう門、排水機場及び樋門（以下「水門等」という。）並びに神田川・環状七号線地下調節池（以下「環七地下調節池」という。）の神田川取水施設、善福寺川取水施設及び妙正寺川取水施設（以下「環七地下調節池関連取水施設」という。）並びに白子川地下調節池の白子川取水施設及び石神井川取水施設（以下「白子川地下調節池関連取水施設」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第二条 この規則は、別表1に掲げる水門等、別表2に掲げる環七地下調節池関連取水施設及び別表3に掲げる白子川地下調節池関連取水施設について適用する。

(操作の目的)

第三条 水門等のうち、水門及び排水機場の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を図るとともに、水災の発生を防止することを目的とする。

2 水門等のうち、閘こう門の操作は、旧中川、横十間川の全川並びに北十間川、竪川、小名木川及び仙台堀川の一部（以下「内水位低下河川」という。）の舟航機能の維持を図ることを目的とする。

3 水門等のうち、樋門の操作は、内水位低下河川の水質浄化を図ることを目的とする。

4 環七地下調節池関連取水施設及び白子川地下調節池関連取水施設の操作は、各調節池の効果的な運用を図り、もって水害の発生を軽減することを目的とする。

第二章 水門等の操作の方法等

(操作の方法)

第四条 東京都江東治水事務所長（以下「治水所長」という。）は、別表1の操作基準により水門等の操作を行うものとする。ただし、水門等の調整、整備のため必要があるときは、別表1の操作基準以外の方法により水門等を操作することができる。

(操作の方法の特例)

第五条 治水所長は、地震等緊急事態及び事故その他のやむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において前条に規定する方法以外の方法により、水門等を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を建設局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

(通知及び警告)

第六条 治水所長は、水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を及ぼすと認められるときは、局長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

2 治水所長は、水門等を操作することにより、付近に危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、信号機若しくは拡声機又はその他の方法によりあらかじめ一般に警告するものとする。

(操作に関する記録)

第七条 治水所長は、水門等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 二 気象、水象又は地象の状況
- 三 操作した門扉又は排水機の名称
- 四 操作の際に行つた通知又は警告の相手方及び内容
- 五 操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

第三章 水門等の警戒体制

(警戒体制の実施)

第八条 治水所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

一 気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報を発したとき。ただし、短時間に局地的な雷雨による大雨、洪水警報の場合で、所長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

二 気象庁が大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの注意報を発したときで、所長が必要と認めたとき。

三 国土交通大臣又は知事が、利根川水系、荒川水系のいずれかの河川又は内川に水防警報を発したとき。

四 国土交通省関東地方整備局と気象庁とが共同で、利根川又は荒川に洪水予報を発したとき。

五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき。

六 その他治水所長が、洪水又は高潮が発生するおそれがあると認めたとき。

(警戒体制における措置)

第九条 治水所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 洪水時、高潮時等において水門等を適切に操作することができる要員を確保すること。

二 水門等並びに水門等を操作するために必要な付属施設の点検及び整備を行うこと。

三 水門等の操作上必要な気象及び水象の観測並びに情報の収集を密にすること。

四 その他水門等の操作上必要な措置をすること。

(警戒体制の解除)

第十条 治水所長は、洪水若しくは高潮等が終つたとき、又は洪水若しくは高潮等が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第四章 環七地下調節池関連取水施設の操作の方法等

(操作の方法)

第十一条 東京都第三建設事務所長（以下「三建所長」という。）は、別表4の操作基準により環七地下調節池関連取水施設の操作を行うものとする。

(操作の方法の特例)

第十二条 三建所長は、河川管理施設に異常が認められた場合、あるいは不測の事態が生じたときは、前条に規定する方法以外の方法により、環七地下調節池関連取水施設を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

(情報提供)

第十三条 三建所長は必要に応じ、関係する水防機関に情報を提供するものとする。

(操作に関する記録)

第十四条 三建所長は、環七地下調節池関連取水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

一 操作者

二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

三 気象及び降雨状況

四 操作した時点の水位

五 ゲート及び排水ポンプの操作内容

六 操作の理由

七 その他参考となるべき事項

第五章 環七地下調節池関連取水施設の警戒体制

(警戒体制の実施)

第十五条 三建所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- 一 神田川水系に関しての、洪水に係る東京都水防本部が設置されたとき。
- 二 東京二十三区西部に気象庁が大雨洪水注意報を発したときで、三建所長が必要と認めたとき。
- 三 その他三建所長が必要と認めたとき。

(警戒体制における措置)

第十六条 三建所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 環七地下調節池関連取水施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 監視卓の点検を行うこと。
- 三 操作基準に基づき必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第十七条 三建所長は、第十五条各号に掲げる事態が解消したときには、警戒体制を解除するものとする。

第六章 白子川地下調節池関連取水施設の操作の方法等

(操作の方法)

第十八条 東京都第四建設事務所長（以下「四建所長」という。）は、別表5の操作基準により白子川地下調節池関連取水施設の操作を行うものとする。

(操作の方法の特例)

第十九条 四建所長は、河川管理施設に異常が認められた場合、あるいは不測の事態が生じたときは、前条に規定する方法以外の方法により、白子川地下調節池関連取水施設を操作できるものとする。この場合、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

(情報提供)

第二十条 四建所長は必要に応じ、関係する水防機関に情報を提供するものとする。

(操作に関する記録)

第二十一条 四建所長は、白子川地下調節池関連取水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、これらを保存するものとする。

- 一 操作者
- 二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 三 気象及び降雨状況
- 四 操作した時点の水位
- 五 ゲート及び排水ポンプの操作内容
- 六 操作の理由
- 七 その他参考となるべき事項

第七章 白子川地下調節池関連取水施設の警戒体制（監視態勢、連絡態勢、警戒配備態勢、非常配備態勢）

(警戒体制の実施)

第二十二条 四建所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制をとるものとする。

- 一 第四建設事務所管内に関して、東京都水防本部が設置されたとき。
- 二 石神井川取水施設の取水地点において、石神井川の水位が設定水位に達したとき。
- 三 石神井川から白子川地下調節池に取水しているとき。
- 四 その他四建所長が必要と認めたとき。

(警戒体制における措置)

第二十三条 四建所長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 白子川地下調節池関連取水施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 監視卓の点検を行うこと。
- 三 操作基準に基づき必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第二十四条 四建所長は、第二十二条各号に掲げる事態が解消したときには、警戒体制を解除するものとする。

第八章 雑則

(点検及び整備)

第二十五条 治水所長、三建所長及び四建所長は、水門等及び各取水施設を操作するために必要な機械、器具等について、局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第二十六条 治水所長は、水門等の操作に必要な気象及び水象について、局長の定めるところにより観測するものとする。

(記録及び報告等)

第二十七条 治水所長は、水門等を管理するのに必要な事項について、局長の定めるところにより記録し、保存し、局長に報告するものとする。

(局長への委任)

第二十八条 この規則に定めるほか、必要な事項は、局長が定める。

附則 (平成21年3月25日付20建河指第623号)

附則 (平成23年2月22日付22建河指第356号)

附則 (平成24年3月21日付23建河指第570号)

附則 (平成26年5月28日付26建河指第73号)

附則 (平成31年2月28日付30建河指第364号)

この操作規則は、平成31年3月1日から施行する。

別表1 水門、閘門、排水機場及び樋門 (第二条関係)

整理番号	施設名	位置	操作基準
1	堅川水門	墨田区両国一丁目地先 同区千歳町一丁目地先 (隅田川と堅川との合流点)	平常時 1) 三水門のいずれかの外水位 (隅田川の水位) が AP+2.30m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。
2	新小名木川水門	江東区常盤一丁目地先 同区清澄二丁目地先	2) その後、外水位が下降して内水位 (当

		(隅田川と小名木川との合流点)	該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。
3	大島川水門	江東区永代一丁目地先 (隅田川と大横川との合流点)	<p>警戒体制時</p> <p>1) 外水位が上昇してAP+1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時 (操作の特例)</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p>
4	扇橋閘門	江東区猿江一丁目地先 (小名木川の新扇橋と小松橋との間)	<p>平常時</p> <p>1) 操作時間は、6月1日から8月31日までの間は、午前8時45分から午後6時まで、9月1日から翌年5月31日までの間は、午前8時45分から午後4時30分までとする。</p> <p>2) 第一日曜日(9月に限り、第一日曜日、第二日曜日及び第三日曜日)、12月31日から1月3日までの4日間及び操作時間外は操作を行わない。ただし、事情やむを得ないと認められる場合は操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>操作は行わない。ただし、緊急事情やむを得ないと認められる場合は操作を行う。</p> <p>地震・津波時 (操作の特例)</p>

			<p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは、閉鎖を原則とし、必要に応じて操作する。</p> <p>3) その後は、浸水の被害のおそれが無くなったときは、平常操作による。</p>
5	清澄排水機場	江東区清澄一丁目地先 (隅田川と仙台堀川との合流点)	<p>平常時</p> <p>1) 大島川水門、新小名木川水門及び堅川水門の門扉閉鎖後、清澄排水機場の内水位(仙台堀川の水位)が $AP+2.35m$ を超えるおそれがあるときは、運転を開始する。</p> <p>2) 内水位が上昇するおそれが無くなったときは、運転を停止する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>1) 大島川水門、新小名木川水門及び堅川水門の門扉閉鎖後、新小名木川水門の内水位が $AP+2.10m$ を超えないように排水操作を行う。</p> <p>2) 内水位が上昇するおそれが無くなったときは、排水操作を停止する。</p>
6	木下川排水機場	江戸川区平井七丁目地先 (荒川と旧中川との分派点)	<p>平常時</p> <p>木下川排水機場の内水位(旧中川の水位)を $AP-1.00m$ に保つように排水操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>内水位が $AP+1.10m$ を超えないように排水操作を行う。ただし、外水位(荒川の水位)が $AP+5.10m$ を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水操作を停止する。なお、この場合において、内水位の上昇による氾濫のおそれが生じたときは、治水所長は、排水操作の再開について国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長(以下「荒下所長」という。)と協議</p>

			<p>を行うことができる。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>平常時操作と同様。</p>
7	小名木川排水機場	江東区東砂二丁目地先 （荒川と旧中川との合流点）	<p>平常時</p> <p>小名木川排水機場の内水位(旧中川の水位)を AP-1.00m に保つように排水操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>内水位が AP+1.10m を超えないように排水操作を行う。ただし、外水位(荒川の水位)が AP+5.10m を超え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水操作を停止する。なお、この場合において、内水位の上昇による氾濫のおそれが生じたときは、治水所長は、排水操作の再開について荒下所長と協議を行うことができる。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>平常時操作と同様。</p>
8	新川東水門	江戸川区江戸川五丁目地先 同区東葛西一丁目地先 （旧江戸川と新川との分派点）	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 新川東水門の外水位(旧江戸川の水位)が AP+2.15m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(新川の水位)と同水位になったときは、水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.15m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれがなくなっ</p>

			たときは、開放する。
9	新川東樋門	江戸川区江戸川五丁目地先 同区東葛西一丁目	<p>平常時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 開扉のままとする。 2) 勤務時間外及び夜間は、原則として閉鎖のままとする。 3) 外水位が内水位より低くなっているときは、閉鎖する。 <p>警戒体制時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 閉鎖する。 <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときには、直ちに閉鎖する。 なお、震度 4 以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じて樋門を閉鎖する。 2) 津波警報が発令されたときは、閉鎖する。 3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、平常時操作による。
10	新川排水機場	江戸川区北葛西一丁目地先 (中川と新川との合流点)	<p>平常時</p> <p>新川排水機場の内水位（旧中川の水位）を $AP+0.50m$ に保つように排水操作を行う。</p> <p>警戒体制時</p> <p>平常操作と同様</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>平常操作と同様</p>
11	住吉水門	中央区佃一丁目地先 (隅田川と旧佃川支川との合流点)	<p>平常時</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住吉水門の外水位（隅田川の水位）が $AP+2.35m$ に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。 2) その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。 <p>警戒体制時</p>

			<p>1) 住吉水門の外水位（隅田川の水位）が AP+1.85m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位（佃支川の水位）と同水位になったときは、水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.35m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p>
12	月島川水門	中央区月島三丁目地先 同区勝どき一丁目地先 （隅田川と月島川との合流点）	<p>平常時</p> <p>1) 月島川水門の外水位（隅田川の水位）が AP+2.35m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位（当該水門の内水位計で観測する河川の水位）と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 月島川水門の外水位（隅田川の水位）が AP+1.85m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位（月島川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時（操作の特例）</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p>

			<p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
13	源森川水門	<p>墨田区向島一丁目地先 同区吾妻橋一丁目地先 (隅田川と北十間川との合流点)</p>	<p>平常時</p> <p>1) 源森川水門の外水位 (隅田川の水位) が AP+2.30m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位 (当該水門の内水位計で観測する河川の水位) と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 源森川水門の外水位 (隅田川の水位) が AP+2.35m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位 (北十間川の水位) と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時 (操作の特例)</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
14	今井水門	<p>江戸川区西瑞江四丁目地先 同区江戸川四丁目地先 (旧江戸川と新中川との合流点)</p>	<p>平常時</p> <p>開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 当該水門の外水位 (旧江戸川又は中川の水位) が上昇して AP+2.15m に達し、</p>

15	上平井水門	荒川中堤防地先 葛飾区西新小岩三丁目地先 (中川と綾瀬川との合流点)	<p>さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。ただし、門扉を閉鎖しているとき当該水門の内水位(新中川又は中川の水位)が上昇して外水位よりも高くなったときは、一部の門扉の開閉操作を行い内水位を調整する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.15m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p>
16	内川水門	大田区大森東三丁目地先 同区大森東一丁目地先 (内川下流端)	<p>平常時</p> <p>1) 内川水門の外水位(東京湾の水位)が AP+2.35m に達したとき操作を開始し、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 内川水門の外水位(東京湾の水位)が上昇して AP+2.35m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(内川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p>

			<p>1) 震度 4 以上の地震が発生したときに水位が AP+2.20m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。</p>
17	内川排水機場	大田区大森東三丁目地先 (内川下流端)	<p>平常時 内川水門の門扉が閉鎖されているときは、内水位（内川の水位）が AP+2.50m を超えないように排水操作を行う。</p> <p>地震・津波時（操作の特例） 1) 内川水門の閉鎖後、内水位が AP+2.20m を超えないように排水操作を行う。 2) 内水位が上昇するおそれなくなったときは、排水操作を停止する。</p>
18	日本橋水門	中央区日本橋茅場町一丁目地先 同区新川一丁目地先 (日本橋川と亀島川との分派点)	<p>平常時 開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時 1) 日本橋水門の外水位（日本橋川または隅田川の水位）が上昇して AP+2.85m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。 2) その後、外水位が下降して内水位と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p>
19	亀島川水門	中央区湊一丁目地先 同区新川二丁目地先 (隅田川と亀島川との合流点)	<p>地震・津波時（操作の特例） 1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.85m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。 なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。 2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p>

			3) その後、浸水被害のおそれなくなつたときは、開放する。
20	花畑水門	足立区神明一丁目地先 同区神明南一丁目地先 (綾瀬川と花畑川との合流点)	<p>平常時 開扉のままとする。</p> <p>警戒体制時</p> <p>1) 花畑水門の外水位(綾瀬川の水位)が上昇して AP+2.00m に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>2) その後、外水位が下降して内水位(花畑川の水位)と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>1) 震度 5 弱以上の地震が発生したときに、水位が AP+2.50m 以上の場合は、直ちに閉鎖する。 なお、震度 4 以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>2) 津波警報が発令されたときは閉鎖する。</p> <p>3) その後、浸水被害のおそれなくなつたときは、開放する。</p>

別表2 環七地下調節池関連取水施設(第二条関係)

整理番号	施設名	位置
1	神田川取水施設	杉並区和泉四丁目地先
2	善福寺川取水施設	杉並区堀ノ内二丁目地先
3	妙正寺川取水施設	中野区野方五丁目地先

別表3 白子川地下調節池関連取水施設(第二条関係)

整理番号	施設名	位置
4	白子川取水施設	練馬区大泉町二丁目地先
5	石神井川取水施設	練馬区高松三丁目地先

別表4 操作基準（環七地下調節池関連取水施設）（第十一条関係）

I ゲートの操作

1 平常時

各取水施設のゲートは全開扉とする。

なお、点検及び整備で環七地下調節池内に立ち入る際は、各取水施設のゲートは全閉扉とする。

2 警戒体制時

三建所長は以下の操作を行う。

1) 神田川と善福寺川取水施設のゲートを待機堰高まで閉鎖し、妙正寺川取水施設は全閉扉とする。

2) 神田川の監視地点のいずれかの水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

3) 神田川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、神田川取水施設のゲートを全開扉とする。

4) 善福寺川取水施設地点の水位が設定水位に達したときは、善福寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

5) 妙正寺川の監視地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

6) 妙正寺川取水施設の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全開扉とする。

7) 取水している状況において、神田川の監視地点の全ての水位が各設定水位に達したときは、神田川及び善福寺川取水施設のゲートの高さを待機堰高まで閉鎖する。

8) 取水している状況において、妙正寺川の監視地点の水位が設定水位に達したときは、妙正寺川取水施設のゲートを全閉扉とする。

9) 環七地下調節池の水位が設定水位になったときは、各取水施設のゲートを全閉扉とする。

10) 警戒体制が解除された時点で、各取水施設のゲートを全開扉とする。

II 排水ポンプの運転

環七地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各取水施設放流渠前の河道内水位が各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、神田川及び善福寺川取水施設のゲートが全閉扉もしくは待機堰高まで閉鎖されており、神田川の監視地点の全ての水位が各設定水位以下の場合で、三建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

別表5 操作基準（白子川地下調節池関連取水施設）（第十八条関係）

I ゲートの操作

1 平常時

- 1) 石神井川取水施設のゲート高さは待機堰高とする。
- 2) 白子川取水施設のゲート高さは全開扉とする。
- 3) 点検及び整備で調節池内に立ち入る際は、石神井川取水施設のゲート及び白子川取水施設のゲートは全閉扉とする。

2 警戒体制時

四建所長は以下の操作を行う。

- 1) 石神井川の監視地点の水位が設定水位(全開)に達したときは、石神井川取水施設のゲートを全開扉とする。
- 2) 石神井川から白子川地下調節池に取水開始後、石神井川の監視地点の水位が設定水位(待機)に達したときは、石神井川取水施設のゲートを待機堰高に閉扉する。
- 3) 白子川地下調節池内の水位が設定水位に達した時は、石神井川取水施設のゲートを全閉扉する。
- 4) 白子川地下調節池内の水位が3)の設定水位に達し、かつ比丘尼橋下流調節池の水位が設定水位に達したときは、白子川取水施設のゲートを全閉扉する。

II 排水ポンプの運転

白子川地下調節池内の貯留水のポンプ排水は、各河道内水位が各設定水位に達した時点で運転開始及び停止する。ただし、四建所長が必要と認めるときは、運転することができるものとする。

1 1. 東京港海岸保全施設操作規程

昭和 55 年 3 月 14 日 東京都告示第 295 号
改正 昭和 63 年 3 月 31 日 東京都告示第 846 号
平成 4 年 3 月 7 日 東京都告示第 264 号
平成 9 年 3 月 19 日 東京都告示第 286 号
平成 16 年 4 月 1 日 東京都告示第 527 号
平成 20 年 4 月 1 日 東京都告示第 466 号
平成 23 年 7 月 29 日 東京都告示第 1153 号
平成 27 年 6 月 17 日 東京都告示第 999 号
平成 31 年 2 月 20 日 東京都告示第 175 号
令和 5 年 3 月 14 日 東京都告示第 242 号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 警戒態勢等(第三条—第六条)
- 第三章 施設の操作等(第七条—第十条の二)
- 第四章 雑則(第十一条—第十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第十四条の二第一項の規定に基づき、東京港の海岸保全施設(以下「施設」という。)の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保に関し必要な事項を定め、もつて津波、高潮被害等水災の発生を防止することを目的とする。

(管理者)

第二条 前条の目的を達するため、東京港建設事務所長(以下「所長」という。)は、港湾局長(以下「局長」という。)の命を受け、職員を指揮監督し、この規程に定める必要な措置を講じるものとする。

2 所長は、あらかじめ、所長が不在の場合の職務を代行する者を定めるものとする。

第二章 警戒態勢等

(警戒態勢の実施)

第三条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒態勢をとるものとする。

- 一 気象庁が津波又は高潮のいずれかの警報を発したとき。
- 二 気象庁が津波又は高潮のいずれかの注意報を発したときで、所長が必要と認めるとき。
- 三 国土交通大臣又は知事が水防警報を発したとき(洪水のみのときを除く。)
- 四 東京都水防本部が設置されたとき(洪水のみのときを除く。)
- 五 水災に係る東京都災害対策本部が設置されたとき(洪水のみのときを除く。)

六 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発したとき。

七 前各号のほか、所長が特に必要と認めるとき。

（警戒態勢における措置）

第四条 所長は、警戒態勢においては、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 高潮時等に、施設を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 施設の操作に備え、施設及び施設を操作するために必要な附属施設の点検を行い、必要な措置を講じること。
- 三 施設の操作に必要な気象、海象及び地象の観測並びに情報の収集を密に行い、適時局長に報告すること。
- 四 操作を委託している施設については、必要に応じて通報し、態勢の確認等を行うこと。
- 五 その他施設の操作上必要な措置を講じること。

（警戒態勢の解除）

第五条 所長は、第三条各号に掲げる事態が解消したときは、警戒態勢を解除するものとする。

（準警戒態勢）

第六条 所長は、第三条各号に掲げるときを除くほか、施設の操作を必要とする潮位に達するおそれがあると認めるときは、警戒態勢に準じる態勢（以下「準警戒態勢」という。）をとるものとする。

2 準警戒態勢時においては、前二条の規定を準用する。

第三章 施設の操作等

（操作の基準）

第七条 所長は、警戒態勢時及び準警戒態勢時にあつては、別表に定めるところにより施設の操作を行うものとする。

（操作の特例）

第八条 所長は、事故その他緊急事態でやむを得ない事由があるときは、必要な限度において、前条の規定にかかわらず、施設を操作することができる。

2 所長は、前項の規定に基づき施設の操作を行つた場合には、速やかにその旨を局長に報告するものとする。

（施設の操作）

第八条の二 操作の方法は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 操作を遠隔操作で行う施設 施設を監視機器により監視しながら行うものとし、当該操作が安全かつ確実に行われていることを確認するものとする。
 - 二 操作を手動で行う施設 施設ごとに定められた操作手順表に基づき操作するものとする。
- 2 地震・津波発生時の水門、陸こう及び逆流防止扉の操作における注意事項は、別に定める。

（通報及び警告）

第九条 所長は、施設の操作を行うときは、速やかに関係機関に通報するものとする。

- 2 所長は、水門の閉鎖に当たり、高潮対策センター及び第二高潮対策センターから遠隔操作が不可能な場合等は、速やかに関係機関にその旨を連絡するものとする。
- 3 所長は、施設の操作により、附近の船舶、車両等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、その旨を警告するものとする。

(操作に関する記録)

第十条 所長は、施設の操作を行つたときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するとともに、局長に報告するものとする。

- 一 施設操作の開始、終了の年月日及び時刻
- 二 気象、海象又は地象の状況
- 三 操作した施設の名称
- 四 施設操作の際に行つた通報又は警告の相手方及びその内容
- 五 その他参考となる事項

(操作に従事する者の安全の確保)

第十条の二 操作に従事する者は、気象庁の発表する津波到達予測時刻等を基に算出された退避時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
- 3 操作に従事する者が安全に操作・避難する際の操作・退避経路及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間(次項において「操作・避難に関すること」という。)は、各施設の設置場所等の特性を考慮するものとする。
- 4 操作・避難に関することについては、別に定める。

第四章 雑則

(施設の維持)

第十一条 所長は、施設を良好な状態に維持するため、施設及び施設の操作に必要な機械、器具等について、点検を行い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 所長は、前項に規定する施設の維持のため必要と認める場合には、第七条の規定にかかわらず施設を操作することができる。

(気象及び海象の観測)

第十二条 所長は、日常の気象及び海象について、定期に観測を行うものとする。

(水防訓練)

第十二条の二 所長は、別に定めるところにより、職員の動員並びに施設の操作及び通信連絡等の習熟を内容とする水防訓練を実施するものとする。

- 2 前項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、この規程を見直すものとする。

(細則)

第十三条 この規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項は、局長の承認を得て所長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和六三年告示第八四六号)

この告示は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附 則(平成二三年告示第一一五三号)

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則(平成二七年告示第九九九号)

この告示は、平成二十七年六月十八日から施行する。

附 則(平成三十一年告示第一七五号)

この告示は、平成三十一年二月二十日から施行する。

附 則(令和五年告示第二四二号)

この告示は、令和五年三月十四日から施行する。

別表(第七条関係)

別 表 (第 7 条 関 係) 抜 粋

施設名	所在地	操作基準
新砂水門	江東区新砂三丁目 8 番 地先	一 警戒態勢時(台風) (一) 辰巳水門の外水位が A. P. + 1. 8 5メートルに達し、更に上昇するおそれがあるとき、水門を閉鎖する。 (二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。
あけぼの水門	江東区辰巳二丁目 8 番 1 号地先	二 警戒態勢時(地震) (一) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。 (二) 気象庁が震度四の地震を発表し、高潮対策センターの地震計が震度四を表示したとき、又は東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。
辰巳水門	江東区辰巳一丁目 1 番 44 号地先	

<p>東雲水門</p> <p>江東区豊洲五丁目6番5号地先</p>		<p>(三) 気象庁が震度五弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度五弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(四) 被害状況を調査し、安全を確認したとき、水門を開放する。</p> <p>三 準警戒態勢時(異常潮位)</p> <p>(一) 辰巳水門の外水位がA. P. + 2. 30メートルを超えるおそれのある場合、辰巳水門の外水位がA. P. + 2. 15メートルのとき、水門を閉鎖する。</p> <p>(二) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。</p>
<p>豊洲水門</p> <p>江東区越中島三丁目1番1号地先</p>		<p>一 警戒態勢時(台風)及び準警戒態勢時(異常潮位)</p> <p>(一) 新砂水門、あけぼの水門、辰巳水門、東雲水門及び豊洲水門を閉鎖後、辰巳水門の内水位がA. P. + 2. 30メートルを超えるおそれのあるとき、運転を開始し、排水する。</p> <p>(二) 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。</p> <p>二 警戒態勢時(地震)</p> <p>状況に応じて排水する。</p>
<p>辰巳排水機場</p> <p>江東区辰巳一丁目1番44号地先</p>	<p>東京港周辺に所在するもの</p> <p>陸こう (第1グループ)</p> <p>港南G-1</p> <p>港南G-2</p> <p>港南G-3 (第2グループ)</p> <p>その他陸こう及び逆流防止扉</p> <p>東G-11*</p>	<p>一 警戒態勢時(台風)及び準警戒態勢時(異常潮位)</p> <p>(一) 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、潮位がA. P. + 2. 4メートルで第1グループの陸こうを閉鎖する。</p> <p>(二) 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、潮位がA. P. + 2. 8メートルで第2グループの陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。</p> <p>(三) 外水位が下降し、浸水するおそれがなくなったとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。</p> <p>二 警戒態勢時(地震)</p> <p>(一) 気象庁が東京湾内湾に津波注意報を発表したとき、水位及び津波の状況から、必要に応じて陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。</p> <p>(二) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、全ての陸こう及び逆流防止扉を閉鎖する。</p> <p>(三) 被害状況を調査し、安全を確認するとともに、浸水するおそれがなくなったとき、陸こう及び逆流防止扉を開放する。</p>

*江東区内の港湾局所管の陸こうは東G-11のみ。

12. 水防報告様式

水防巡視点検表

水防管理団体・ 建設事務所名				令和 年 月 日 時 分現在
担当部署連絡先	部 課 係	Tel		報告者
		Fax		
水防巡視箇所	左 川 岸 地先 右			
	注意を要する箇所(洪水・高潮・堤防・護岸の強さ・工事施工) ・ 注意を要する箇所以外			
地名・住所	区 市 町 村			
河川の状況	水位(天端下がり) 約 . m		上昇中 現在、水位は、変化なし 下降中	
	支障物 あり・なし			
護岸等の状況	変状 あり・なし			
水防活動状況	水防活動 あり・なし			
その他				
洪水後の水位	洪水後、護岸にある水跡等で推測		水位(天端下がり) 約 . m	

<速報版>

水防活動報告書

水防管理団体				令和 年 月 日 時 現在
担当部所連絡先	部	課	Tel	報告者
	係		Fax	
水防活動実施箇所	左 岸 地先 川 右			
地名・住所	区 市 町 村			
活動日時	自	月	日	時 ~ 至 月 日 時
出動人員	職 員		消防団	その他
	人		人	人
水防活動の概況および工法	工 法			
	延 長		m	
使 用 資 器 材	品 名	単 位	数 量	水位の 状 況
				水防関係者の 死 傷 状 況
通 信 欄				

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）

注2. 水防活動終了後3日以内に建設事務所にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。

注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

水防活動実施報告書

	区市町村 水防管理団体 建設事務所 支庁	名	水防活動延べ人員(人)	使用資材費(円)		備 考 (資材の内訳等)
				主要資材	その他資材	
月分						
月分						
月分						
計						

※書ききれない場合には、表を加工してください。

被害報告表

都道府県名		県等コード		第 報		報告者		令和 年 月 日 時 現在			
								調査率	%	気象コード	
異常気象名				災害発生年月日		自 月 日 : 至 月 日					
気象データ	市 町 村 名		連続雨量最大: (観測所)			被災中心地: (観測所)					
	連続雨量		mm	日 時~	日 時	mm	日 時~	日 時			
	最大日雨量		mm	日 時~	日 時	mm	日 時~	日 時			
	最大時間雨量		mm	日 時~	日 時	mm	日 時~	日 時			
	最大平均風速		m/秒	日 時 分~	時 分	m/秒	日 時 分~	時 分			
	そ の 他										
工 種	都 工 事		市 町 村 工 事				計				
	箇 所 数	金 額 (千円)	箇 所 数	金 額 (千円)	箇 所 数	金 額 (千円)	箇 所 数	金 額 (千円)			
河 川											
海岸(港湾に係るもの)											
海岸(その他)											
砂 防 設 備											
地すべり防止施設											
急傾斜地崩壊防止施設											
道 路											
橋 梁											
港 湾											
下 水 道											
公 園											
計											

13. 重要水防箇所（国土交通省）及び水防上注意を要する箇所（東京都）

(1) 国土交通省直轄河川における重要水防箇所の基準は別表1のとおりとする。

江東区内該当箇所は別表2のとおりとする。

別表1

重要水防箇所評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が沈み一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸門			陸門が設置されている箇所。

別表 2

図面 対象 番号 (真番号)	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種 別	階級		地名	料杭位置 (K, m)	上流 下流			担当水防団体	担当土木事務所		
荒右2-1 (8/9)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都江戸川区小松川1丁目	2.25k 2.25k	+190m +140m	50	堤体の変状が生じる恐れ有り	江戸川区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢
荒右2-2 (8/9)	荒川	旧川跡	要注意	右	東京都江東区東砂2丁目 東京都江東区新砂3丁目	2.25k 0.50k	+190m +0m	1,937	旧川跡	江東区	第五建設事務所	小名木川 出張所	月の輸工
荒右1 (9/9)	荒川	堤体漏水	B	右	東京都江東区東砂6丁目	0.75k 0.50k	-77m +40m	131	堤体の変状が生じる恐れ有り	江東区	第五建設事務所	小名木川 出張所	積み土嚢

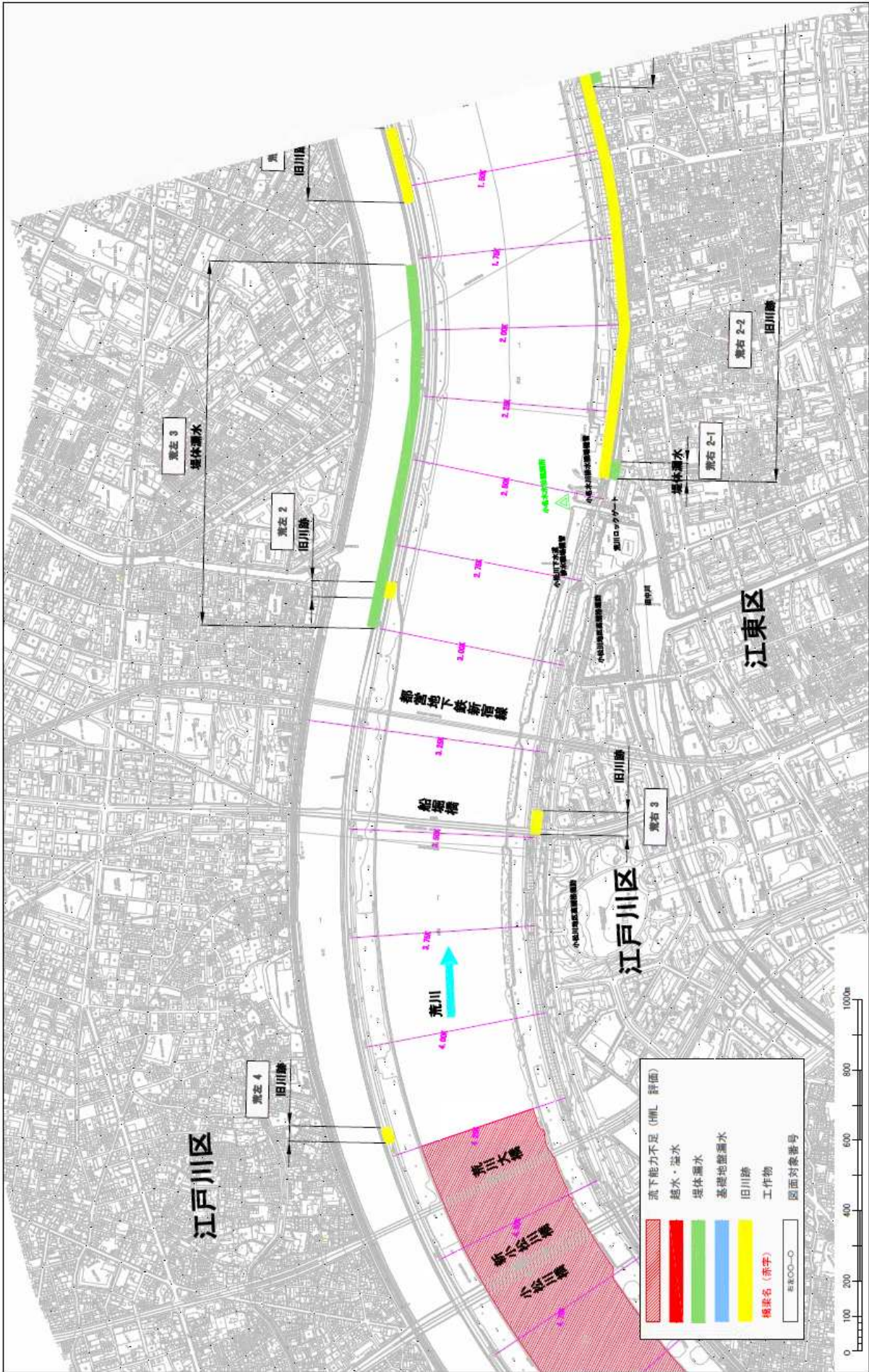


图1 令和3年度 重要水防箇所位置図 (8/9)

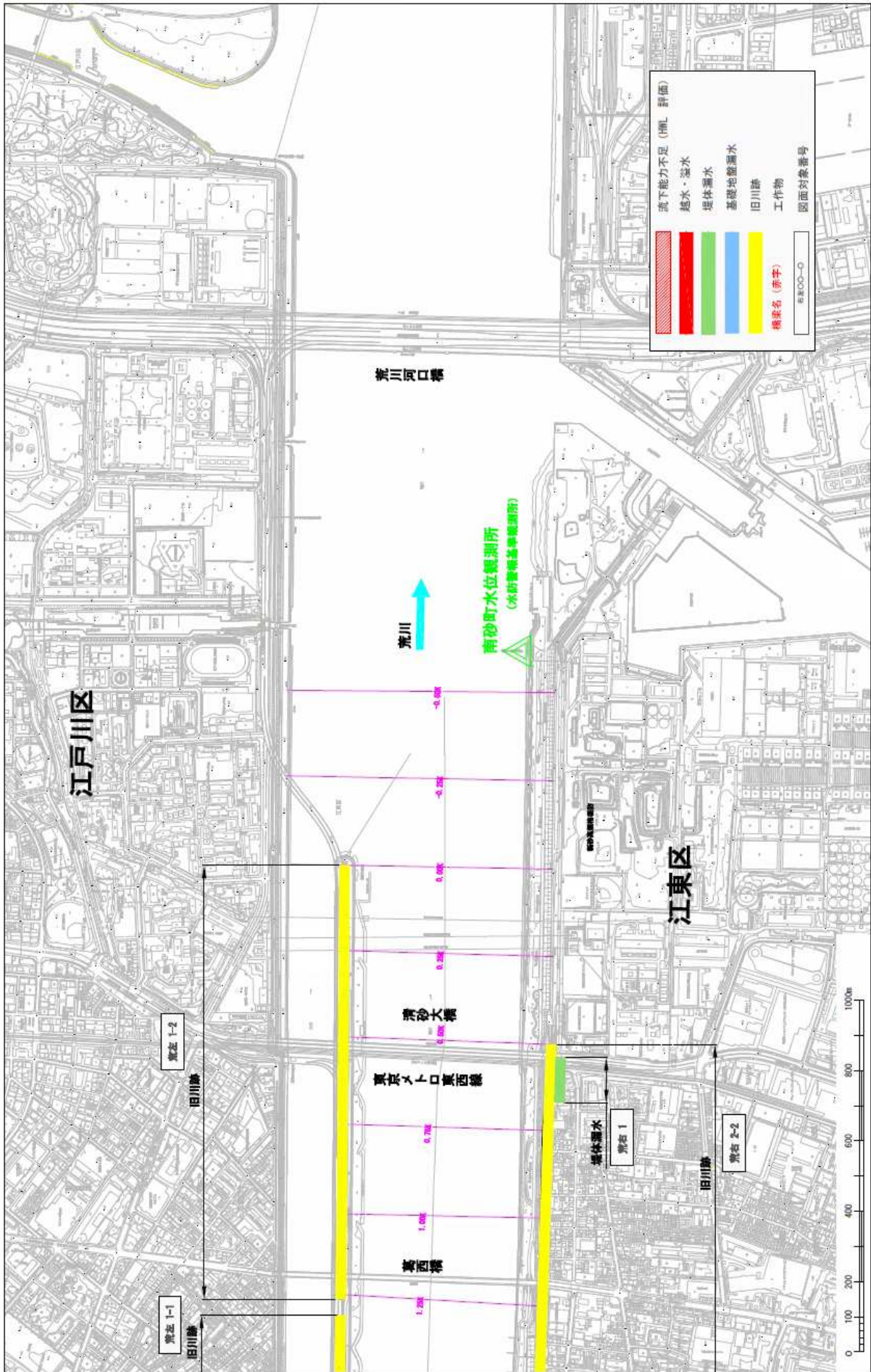


図2 令和3年度 重要水防箇所位置図 (9/9)

(2) 水防上注意を要する箇所

都管理河川の水防上注意を要する箇所の基準は別表3のとおりとする。

江東区内該当箇所は別表4のとおりとする。

別表3

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
	(解説) 過去の溢水実績等をふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
	(解説) 伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
	(解説) 堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民有地への影響が大きいと考えられる箇所
りっこう 陸 閘	陸閘が設置されている箇所
工 事 施 工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所
	(解説) 原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削又は、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

別表4

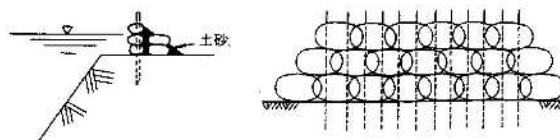
水系	河川名	左右岸	位置（目標）	工事施工箇所		
				延長（m）	所管事務所	適用
荒川	隅田川	左	越中島二丁目（東京海洋大学）	10	五建	陸閘
	北十間川	左	亀戸八丁目（小原橋）	20	五建	
	横十間川	左	江東区北砂一丁目～南砂一丁目（岩井橋）	10	五建	
	横十間川	右	扇橋三丁目（岩井橋）	10	五建	

14. 水防工法

1. 積土のう工（越水防止工）

堤防天端に土俵を一段・二段積みにして、越水を防止する。

3段積み



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
積土のう工	土のう		130~150袋	かけや	2	4MH/10m
延長10m	土砂		4m ³	スコップ	4	
表3段 控2段	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	40~50本	もっこ	2	20名

(注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう4MH/10m

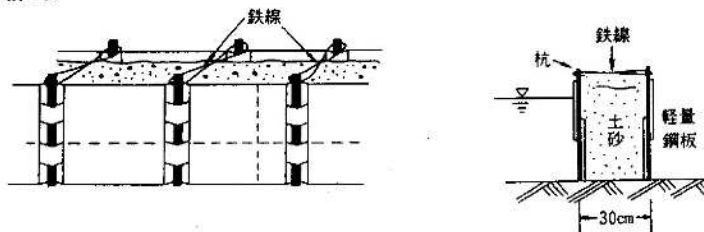
(表3段、控2段)を積むのに4人で1時間を要することを示す。

1. 各土のうは、留杭で固定すること。ただし、流れが急なときは留杭を2倍にすることも可。
2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

2. 鋼板防護工（越水防止工）

軽量鋼板を用いて行うせき板工。

2段2列

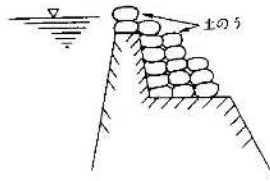


工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
2段二列工法	軽量鋼板	L=1.8m W=43.5cm	28枚	大ハンマー	4	14MH/10m
	杭	L=1.5m φ48.6mm	30本	シャベル	10	
	土のう		20袋	ペンチ	1	
延長10m 高さ75cm	土砂		3m ³			20名
	鉄線		15m	ねじり棒	2	

1. 小口は土のうでおさえる。
2. 中詰土砂の一部を土のうにすることも可。
3. 防水シートを併用すると防水性が効果的である。
4. 軽量に施工するときは、鋼板を1列とし、背面に土のうまたは土砂でおさえることも可。

3. 護岸裏積土のう工（越水防止工）

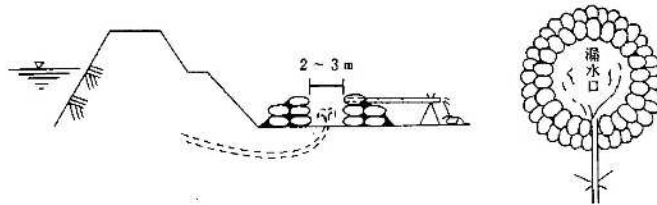
胸壁護岸を越水するおそれのある時行なわれる工法で、裏のり側から低部を広く積み重ねて防止する。



工 法 条件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
護岸裏積土のう工	土のう		200袋	シャベル	2	4MH/6m
延長6m 高さ1m	杭		4 m ³	もっこ	1	10名

4. かま段工（漏水防止工）

堤防裏小段、のり先の平場に漏水が生じた場合に、その周囲を円形に土俵積みし、中に水を貯めて、その水圧で漏水を少なくすると共に、湧水で堤防が破損しないよう一定の箇所に水を集めて流すもので、別名「かま築き」「かま止め」ともいう。

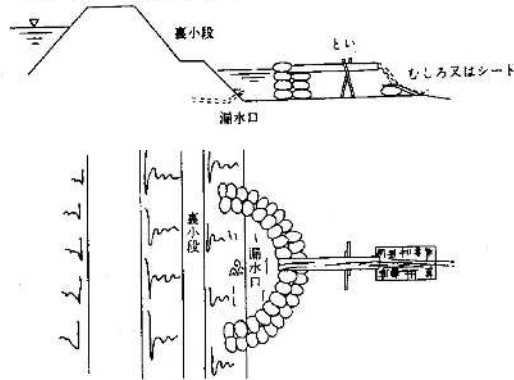


工 法 条件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準(名)
かま段工	土のう		120袋	シャベル	4	10MH/1個
	土砂		3 m ³	もっこ	2	
直径2m、 3段、控2段 (間隙なし)	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	35本	大ハンマー	2	20名
	と い	長さ3~5m	1本			
	く い	長さ1.5m	2本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。
2. 土のう留杭は状況に応じて用いる。
3. 鋼製かましつきセットで実施することも可。

5. 月の輪工（漏水防止工）

堤防裏のり面の漏水箇所を上俵を半円形に積み水位をせき上げて、その水圧で漏水を少なくすると共に、一定の箇所に水を集めて流すもの

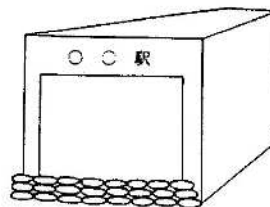


工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
月の輪工	土のう		140袋	かけや	2	10MH/1個
	土砂		3 m ³	大ハンマー	2	
半径2m 表4段、 控え3段 (間隙なし)	土のう留杭	径1.6cm 長さ1.2m	20本	シヤベル	4	20名
	とい	長さ3~5m	1本	もっこ	2	
	くい	長さ1.5m	2本			

1. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

6. 吸水性水のう積工（浸水防止工）

ゲル化水のうを用いて行う越水防止工。



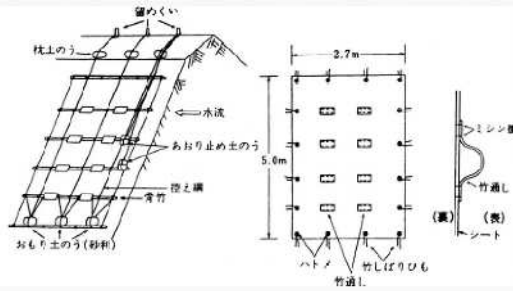
工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH) 構成の基準(名)
	品名	規格	数	品名	数	
吸水性水のう積 み上	吸水性水のう	0.6m×0.35m	27			2MH/40m
						2名

1. 4段積（1段h≒10cm）以上のときは、2列とするか土のう留杭を使用する。

2. 防水シートを併用すると止水性が高まる。

7. シート張り工 (洗掘防止工)

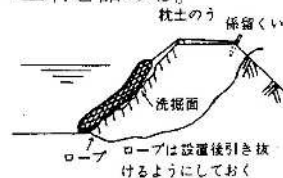
堤防表のり面の漏水口をむしろ又はシートで被ふくし漏水を防止する。別名「つなぎむしろ張り工」ともいう。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
シート張り工	シート	規格品	1枚	かけや	1	1.5MH/1個
	竹	径4~6cm 長さ3m	6本	かま	1	
	くい	末口径9cm 長さ1m	3本	のこぎり	1	
	土のう		8~9袋	おの	1	
幅5m 長さ2.7m	控え網	長さ10m	規格品 に付属	投入用 控え網	1~2	10名
	竹しぼりひも	長さ50m		16本		
	なわ(おもり 土のう用)		若干			

8. 立てかご工 (洗掘防止工)

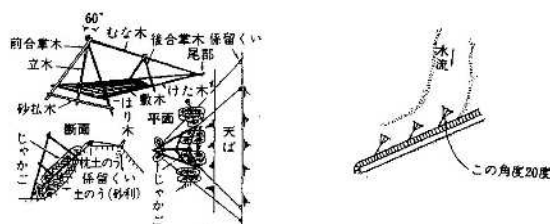
堤防のり面の崩壊を防止するもので、崩壊部の下端にじゃかごを一列に敷き、杭でとめ、これを主台として縦にじゃかごを並べ玉石を詰める。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
立てかご工	鉄線じゃかご	径45cm 長さ5m	2	かけや	1	3.5MH/1個
	石	粒径15cm以上	1.5 m ³	ワイヤーカ ッター	1	
長さ10m、径 45cm、人力に よる装置	木くい	長さ1.5m	2本	ベンチ	1	10名
	鉄線	8番線	60m			
	ロープ	長さ20m	1本			

9. 川倉工（決壊防止工）

急流河川の水制や、破堤時の応急工法のための流勢の転向、または崩壊箇所の拡大防止のため使用される牛類の一つである。

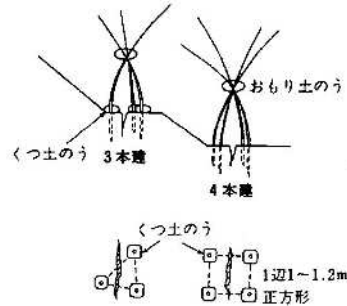


工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準 (名)
川倉の作成	むな木	木11径 12cm 長さ 5.4m	1本	のこぎり	2	30MH/1個
	けた木	末口径 12cm 長さ 5.4m	2本	おの	2	
	前合掌木 立木、はり木	木11径 12cm 長さ 5.4m	4本	ワイヤカッター	1	
	砂払木	径9cm 長さ 4.5m	1本	ペンチ	4	
丸太製1個 長さ5m	後合掌木 はり木	径9cm 長さ 3.6m	3本	金づち	4	10名
	敷木	径9cm 長さ 2.7m	12本	ボール	1	
	鉄線	8番線	80m	しの	4	
	くぎ	15cm	24本			

工 法 条 件	資 材			器 材		単位作業量(MH)
	品 名	規 格	数	品 名	数	構成の基準 (名)
川倉の設置	木くい	長さ 15m	4本	かけや	1	60MH/1個
	鉄線	8番線	40m	ワイヤカッター	1	
堤防ののり面 で人力で設置	ロープ	長さ 20m	4本	しの	2	20名
	じゃかご	長さ 5m	9個			
	土のう	枕土のう	4個			

10. 五徳縫い工（崩壊防止工）

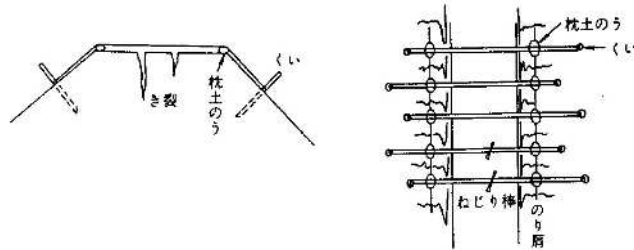
堤防の法面や平場に亀裂が生じた場合、その拡大を防止するため、竹を3～4本を堤体に深く突き刺し上部を結束して、その上に抑え土をおく。また簡易なものを「さし竹工」という。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
五徳縫い	青竹	径5~6cm のびなり	4本	かま	1	0.35MH/10個
4本建て	土のう		5袋			5名
	なわ		5m			

11. 杭打ち継ぎ工（き裂防止工）

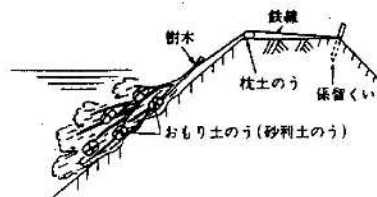
天端のき裂をはさんで両肩付近にくいをさして、鉄線で連結する。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
杭打ち継ぎ工	木くい	径10cm 長さ1.5m	14本	かけや	2	40MH/10m
	鉄棒	8番線	200m	ワイヤカッター	1	
延長10m 天ば幅5m	土のう		14袋	ペンチ	2	10名
	ねじり棒	径5cm 長さ5.0m	7本			

1.2. 木流し工（洗掘防止工）

堤防表のり面の洗掘拡大を防止するため、木または竹におもり土俵を結びつけ、堤防天端の留杭に木または竹の根本を結びつけ、のり前面に流し、流水の速度を緩和する。



工法 条件	資材			器材		単位作業量(MH)
	品名	規格	数	品名	数	構成の基準(名)
木流し工法	立木		1本	かけや	1	LMH/1個
	土のう		10袋	ワイヤーカッター	1	
1個	木くい	長さ1m	1本	かま	1	10名
	鉄線	8番線	20m	命綱	2	
	なわ		40m			

1.3. その他の水防工法

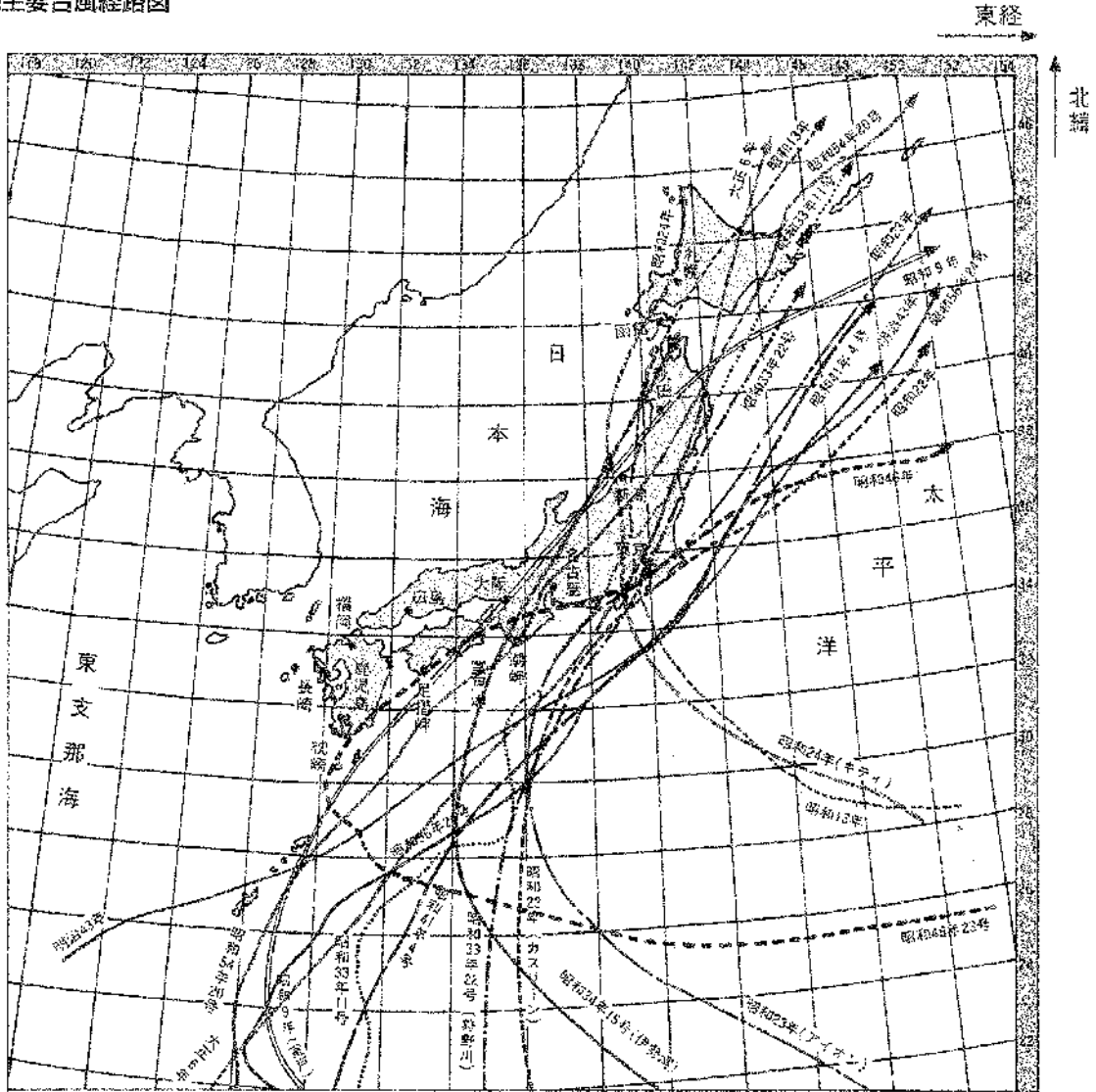
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現在
水があふれる (越水)	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手 困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水 (川裏)対策	水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプくい
	水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きしたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	溝水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材 現 在
漏 水	川側(川表)対策	詰め上のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	上のう、木くい、竹くい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川(水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
(深掘れ)	捨て上のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	上のう、石異形コンクリートブロック	
		竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご	
		堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
		竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き 裂	上端(天端) 居住側堤防斜面(裏のり)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金剛、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き 裂	五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、上のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力くい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩 壊	くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、申請めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹くい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して申請めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り申請め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう		
その他	流下物除去作業	橋のゴアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

(「実務者のための水防ハンドブック」より)

15. 主要台風進路図と潮位

主要台風経路図



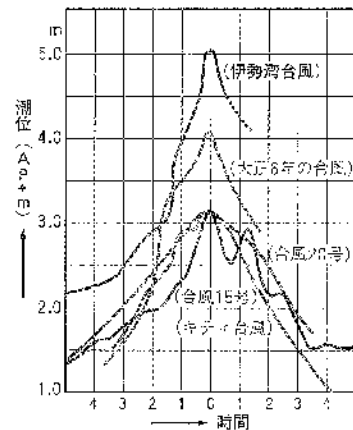
主な潮位記録

潮位等	大正6年の台風	キティ台風	次号台風	15号台風	伊勢湾台風
生起年・月・日	大正6年10月1日	昭和24年8月31日	昭和14年10月9日	昭和13年9月12日	昭和14年9月26日
最高潮位 (A.P.+m)	(1) 4.21	(2) 3.15	(3) 3.56	(4) 3.5	(5) 3.02
	(2) 4.09	(4) 3.25	(5) 3.16	(3) 2.77	(1) 1.88
最大偏差 (m)	2.1	1.04	1.16	1.27	3.45

注1. 最高潮位の(1)は「東京市芝浦区湾岸第1」、(2)は建設省資料、(3)は東京都建設局誌(豊島川水門付近)、(4)は建設省堂岸尾記録、(5)は気象庁記録。各は伊勢湾土木部資料
注2. 最大偏差は気象庁資料による。



潮位変化図



伊勢湾台風の潮位に次ぎ墨田区錦糸町における観測潮位

▼キティ台風 (墨田区錦糸町付近)

キティ台風は、昭和24年8月31日伊豆半島の東岸から秩父山地を通過し、大正6年に次ぐ高潮(A.P.+3.15)を発生させ、江東地区を中心に激甚な被害をもたらしました。

16. 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトですべてPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・あなたの町の防災情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・気象警報・注意報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・アメダス
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
【PC版】<http://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】<http://river.go.jp/s/>
【携帯版】<http://i.river.go.jp/>

(3) 潮位・波高

国土交通省

- ・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）
【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>
【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・潮位情報リンク
http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

気象庁

- ・潮位観測情報
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>
- ・海洋の健康診断表
<https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

- ・ 波浪に関するデータ

https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html